

令和元年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和元年6月19日 午前10時00分 開会
午後 4時24分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監	飯島要介
企画部長	吉川正人	総務部長	吉村雅央
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	巽重人
こども未来創造部長	中井浩子	教育部長	森井敏英
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	門口昌義

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	関元瞳
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 14番 下村正樹 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	松林 謙司	一問一答	葛城市における自転車保険加入の促進を 求める取組みについて	市 長 担当部長
				尺土駅前開発、期間中における駅舎の バリアフリー化の確保について	市 長 担当部長
				暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付等 事業の追加対象について	市 長 担当部長
2	3	吉村 始	一問一答	市内小学校の校区割について	市 長 教育長 担当部長
				学校図書館の活性化について	市 長 教育長 担当部長
3	7	内野 悦子	一問一答	交通安全対策について	市 長 担当部長
				通級指導教室の拡充について	教育長 担当部長
				子育て支援について	市 長 担当部長
4	2	梨本 洪珪	一問一答	クリーンセンターの運營業務について	市 長 担当部長
				働き方改革について	市 長 担当部長
				SDG s への取り組みについて	市 長 担当部長
5	13	吉村 優子	一問一答	屋外広告物の規制について	市 長 担当部長
6	1	杉本 訓規	一問一答	施設の喫煙場所について	市 長 担当部長
				学童保育について	市 長 担当部長
				認定こども園について	市 長 担当部長
				インフルエンザ予防接種助成について	市 長 担当部長
7	6	谷原 一安	一問一答	高すぎる国保税の引き下げを	市 長 担当部長
				公正で効率的に公共事業等をすすめる ために	市 長 担当部長

				政治倫理の確立と、信頼の回復について	市 長 副市長 担当部長
8	9	増田 順弘	一問一答	体育施設の整備状況と運営について	市 長 担当部長
				市道南今市兵家線の問題解決に向けて	市 長 担当部長
				空き家対策について	市 長 担当部長
9	4	奥本 佳史	一問一答	防災行政無線のトラブルについて	市 長 担当部長
				青色防犯パトロールについて	市 長 担当部長
				幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取り扱いについて	市 長 担当部長
10	11	西井 覚	一問一答	予算編成について	市 長 副市長 担当部長
11	8	川村 優子	一問一答	巨大台風や豪雨に備え、屋外広告物の安全点検について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

会議を開く前に、昨日新潟県におきまして震度6強の地震が発生いたしました。現在被害状況の全容は把握できておりませんが、震災により被災された方々には心からお見舞い申し上げるとともに、復旧作業にご尽力されている皆様には安全に留意されますことをお祈りいたしまして、私のお見舞いの言葉とさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月10日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、11名の議員全員が一問一答方式を選択されています。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限ございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。議長のお許しをいただきこれより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は3点ございます。まず第1点目が、葛城市における自転車保険加入の促進を求める取り組みについて、第2点目が、尺土駅前開発期間中における駅舎のバリアフリー化の確保について、第3点目が、暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付等事業の追加対象について、以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

藤井本議長 松林君。

松林議員 それでは、まず第1点目の葛城市における自転車保険加入の促進を求める取り組みについてお伺いをさせていただきます。

環境に優しい交通手段で身近で手軽な乗り物として多くの人々が利用する我が国における自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。その自転車が関連する事故は年々減少しておりますが、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減る傾向がありません。ここで伺いをさせていただきます。当葛城市における自転車事故は毎年何件発生しているのか、また自転車事故対策とその周知についてはどのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部長の吉村でございます。

ただいまの松林議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

葛城市における事故の発生件数ということでございます。平成29年中でございますけれども、総事故件数1,268件起こっております。そのうち自転車関連の事故が88件、割合にいたしますと6.94%でございます。次に平成30年中でございますけれども、総事故件数が1,130件、そのうち自転車関連が92件、割合にいたしますと8.14%と。それから平成31年1月から4月、この4カ月間でございますけれども、その間の総事故件数が322件、そのうち自転車関連が33件ということで、割合といたしまして10.3%となっております。

また、事故防止対策ですとか、その周知ということでございます。交通安全対策全般といたしまして、春と秋に交通安全県民運動というものがございます。その運動の一環といたしまして、駅前街頭啓発を実施いたしましたり、期間中、交通安全母の会主催で自転車の無料点検等も実施をしておる状況でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 自転車事故にかかわる事故を撲滅するためにあらゆる対策を講じることは非常に大切なことであります。当然、その上でふだんから事故を起こさぬように気をつけて自転車を利用していても、一瞬の気の緩みで事故を起こしたり巻き込まれたりする場合があります。万一の事態への備えが必要であります。また、自転車保険条例の制定が各自治体に広がる動きがあります。そのことを踏まえ、国は今年1月、国土交通省に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。現在、保険の補償内容や自転車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務づけるかどうかを検討を行っております。自転車は子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力も大きな差があります。こうした点も踏まえた丁寧な議論も求められています。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。道路交通法上、自転車は車両の一種、軽車両です。法律違反をして事故を起こすと自転車利用者は刑事上の責任が問われ、また相手にけがを負わせた場合や物を壊した場合は民事上の損害賠償責任も発生をいたします。公明党は2010年、党内にプロジェクトチームを発足させ、自転車が安全快適に走りやすい環境のあり方などについて、活発に議論を重ねてまいりました。2011年には自転車専用信号や、専用通行帯の整備に加え、交通安全教育の徹底や、自転車保険の拡充などを盛り込んだ党独自の提言を発表しました。2017年12月に成立した自転車活用推進法の中に、提言内容が随所に盛り込まれています。同法に基づく推進計画、2018年6月に閣議決定、これには法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記されております。

ここで伺いをさせていただきますが、本市における自転車の安全利用に関する教育啓発の取り組みについてお尋ねをいたします。また、市民の自転車の加入状況とその周知についてお聞かせをください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、本市におきましては、葛城市交通対策協議会、それから葛城市交通安全母の会、それから交通安全協会等々、関係団体並びに警察と連携をいたしまして、車ですとか単車、自転車、歩行者等に向けた交通安全に関する啓発活動を行っておるところでございます。その中で先ほど申し上げました、交通安全母の会主催による各幼稚園での交通安全教室ですとか、自転車の無料点検等を実施しております。その機会を捉え、自転車の安全利用につきましても啓蒙啓発を行っておるところでございます。また、中学校におきましては、全校生徒を対象に自転車安全講座というものを年1回、それから自転車通学生を対象に、自転車安全指導及び自転車安全点検というものを各学期に1回実施いたしておるところでございます。

市民の自転車保険の加入状況とその周知ということでございますけども、自動車の場合と違しまして、登録制度ですとか、自賠責保険のような法的強制保険の制度がない中で、加入者数等の状況は把握できておりません。ただし、損害保険会社が本年4月に全国2万811人を対象とした調査の結果が公表をされております。それをご紹介したいと思っておりますが、その結果、保険加入率は全体で56%ということでございます。なお、本県におきましては57.5%という結果が公表をされておるところでございます。また、保険の周知につきましてもでございますが、自転車等の販売事業者が扱う民間の保険を購入時に紹介をされているというのが現状でございます。

以上です。

藤井本議長 松林君。

松林議員 自転車がかかわる事故は総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間約2,500件で、横ばいが続いています。近年の自転車での事故事例を見てみますと、歩行中の女性をはねて、重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。ところが保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、2017年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。自転車保険は加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。低額の費用で手厚い補償を得られるのが特徴です。しかし、保険に未加入であった場合、自転車事故を起こしたときに被害者に対して高額の賠償金を払えないということも考えられ、被害者は十分な補償を受けられず泣き寝入りすることとなります。最近の自転車事故の傾向として、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減る傾向になく、そのため自転車保険に加入する必要性がより一層高まっております。このため、住民に自転車保険の加入を進める自治体がふえております。いずれの自治体も通学や通勤を含め、自転車を利用する全ての人を対象になります。また、自転車の販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているかどうか確認し、保険加入を進めるよう協力を求めています。

公明党は全国の地方議会で自転車保険の充実や加入促進を求める条例づくりを推進しております。例えば、兵庫県では2015年3月に全国で初めて保険加入を義務づける条例が成立しました。公明議員が議会質問で保険加入の促進を訴えたのに対し、県側が条例制定を進める方針を示したことで実現につながりました。同年4月には、県交通安全協会が損害保険会社

と提携し、独自の自転車保険制度、兵庫県の県民自転車保険を始めました。保険料を含め年間1,000円から3,000円を支払うと、家族全員を対象に最大1億円まで賠償金を保証します。加入者は約10万人に上ります。県の調査では、義務化前の2013年24%だった加入率が2016年には60%と、約2.5倍にも大幅アップしました。また、福岡県では長年自転車政策を訴えてきた公明議員の主張が実り、自転車の交通利用と事故防止を目的とした条例が2017年3月に成立、同年10月に自転車保険の加入が努力義務化されました。兵庫県と同じく、県交通安全協会が独自の自転車保険制度を創設し、加入者は1万人を超えております。名古屋市では公明議員が兵庫県などの現地調査や地方議員同士の横の連携を通して、議会質問で条例制定を主張、市側が加入義務化を含めて早急に検討をしていくと応じたものの、その後答弁とは異なる条例素案が示されました。このため公明議員が修正の必要性を訴え、2017年3月に自転車保険の加入を義務づける条例が成立しました。京都では2010年に自転車の安全・安心な利用を促す条例が成立、これは公明党単独で議会に提出したもので、当時、議員提案の条例案が同市で初めて実現したことが大きな注目を集めました。同条例は全国で初めて一律小中学校で自転車交通安全教室の実施を義務づけるとともに、販売業者らに保険加入促進の努力義務を課す内容でありました。この条例を改正し2018年4月から自転車保険の加入義務づけが始まりました。京都市、城陽市は、昨年の4月から市内在住の中学生を対象に自転車保険や自転車損害保険などへの加入費用を補助しています。府の自転車保険加入の義務化に合わせてスタートさせました。補助の対象となるのは、4月1日以降加入更新した保険、1世帯につき年間1,000円を上限に保険料に係る費用の2分の1を補助するものです。このように自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は都道府県、政令市レベルでは24を数え、これに加え3月8日には長野、静岡の両県議会で自転車保険の加入を義務づける条例が成立するなど、制度化への動きは一層の広がりを見せています。

今ご紹介させていただきましたように、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せておりますが、現在、自転車保険加入の義務化や促進について、国や奈良県の検討状況についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に自転車保険加入義務化ということでございます。先ほど議員ご紹介いただきました、国土交通省におけます有識者会議というものが開催をされておるわけでございますけれども、本年3月29日に開催をされました有識者会議で制度づくりが非常に困難だということと、自転車利用が阻害されるおそれがあるということの意見が出されておるということとでございます。しかしながら、自転車による事故の裁判で高額な賠償が命じられる例が相次ぎ、議員からご紹介ありましたように、一部自治体において自転車保険加入の義務化や努力義務を規定する条例を制定する動きが出ております。近畿の府県でございますが、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県こちらにおいては、保険加入を義務化されております。お隣の和歌山県でございますけれども、本年4月に自転車の安全利用の促進に関する条例というものが施行され、保険加入を努力義務とする規定がこの10月から施行されるということになっ

てございます。当奈良県でございますけれども、先日の6月14日でございますが、仮称自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例骨子案というものが公表され、県民の皆様からの意見募集ということで、パブリックコメントしておりまして、7月13日まで意見募集をされているという、その最中でございます。

以上です。

藤井本議長 松林君。

松林議員 いろいろと奈良県の今の現状お聞かせいただきましたが、このような広がりを見せているこのような状況の中で、自転車の安全で適正な利用の促進を目指し、自転車保険加入の義務化や促進を求めるような条例を制定する自治体が実際ふえてきております。葛城市ではどのようにこのようなことを認識されておられるのか、阿古市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

自転車そのものが、従前ですとどちらかというと被害者という立場で考えていた部分がありました。それが現実事故が起こりますと、加害者としての責任をとられる立場であるということが明確になってきております。そういう意味におきましても、やはり自転車の保険制度は必要であろうと考えるところであります。しかしながら、今現在、奈良県の方でまず自転車に関する安全に関する条例を、今検討している最中でございますので、まずその結果を見定めたいという思いがございます。市内の中学校等では、非常に両中学校とも自転車通学等がございます。その中で中学生に対しては、学校の方で保険加入を義務づけておったりというようなこともございます。やはり方向性としては、そういう検討を重ねていく必要があるやろうと思っておりますが、ただその補助内容については、税の公平性からまだ研究する余地があるのかなという思いはしておる次第でございます。大きな検討課題であるという認識を持っております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。誰もが気軽に乗れて、日常生活に欠かせない自転車であります。自転車による事故が起こった場合、裁判で高額の賠償を命じられるケースが相次いでおります。自転車事故が起こらないように対策を講じることはもちろんであります。万一事故が起こったときに被害者に対して損害責任を果たすことができる自転車保険の加入推進、葛城市の市民の皆様が今後も自転車を日常生活に欠かせない手軽な乗り物として安心して利用していくためにも、大事な取り組みであります。自転車保険の加入の義務化や促進を求める条例の制定、早期に実現をしていただくことを切に要望いたします。

次に、第2点目の尺土駅前開発期間中における駅舎のバリアフリー化の確保についてお伺いをさせていただきます。

私は高齢で少し体のご不自由な市民の方からご相談をいただきました。それは尺土駅の改札口の中に入るとエレベーターでホームまで出ることができるが、駅舎外から改札口まで行くのは車椅子に対応したエスカレーターで駅員の方や介助者の補助が必要となります。尺土

駅の外から駅の改札口まで行くのにエレベーターを利用できるのはいつになるのかというご相談でした。これは尺土駅の駅前開発との関連もあると思いますが、尺土駅の駅前開発の計画では、駅の外から駅の改札口まで行くためのエレベーターはどの場所に設置されることになるのでしょうか。ご説明をください。

藤井本議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。ただいまの松林議員の質問についてご説明申し上げます。

尺土駅の広場部分の整備計画についてまず説明させていただきます。

駅の南側東西方向に現在整備しております市道八川保育所尺土線がございます。そして駅の地下を南北に通っております市道尺土春日神社東線がございます。その交差している部分の南側に駅前広場としてロータリー、その外周に歩道を設置し、地下道を南に延長してロータリー内地上へのアクセスとして地下道を整備する計画となっております。エレベーターの設置位置につきましては、ロータリー内でのバス、タクシー、一般車両の乗り入れを想定した中で駅前広場の東側の歩道部分にエレベーターを設置し、歩道橋にて市道を横断し尺土駅の2階南面に接続して利用者を誘導するという計画となっております。ただ、この尺土駅の広場部分につきましては、一部用地の未買収となっているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 日本では2010年、平成22年に超高齢化社会に突入し、今後更に高齢化が進んでいく中で障がい者の方々も含め、あらゆる人が日常生活を送り、社会活動に参加できるユニバーサル社会の実現がますます求められることとなります。特に公共交通機関の骨格をなす鉄道駅は国民生活にとって大変重要な社会基盤であり、そのバリアフリー化の推進は社会的にも急務の課題と言えます。これまでバリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針では1日平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅を平成22年末、2010年までのバリアフリー化の整備目標としていましたが、この基本方針のもと、バリアフリー化を進めてきたところ、5,000人以上の駅ではエレベーターの設置などによって段差が解消された駅の割合が9割程度まで進捗いたしました。平成22年、2010年に超高齢社会に突入し、今後更に高齢化が進んでいく中で地方部においてもバリアフリー化を進めていくため、平成22年度末の基本方針の改正の際、3,000人以上の鉄道駅を令和2年末までの新たな整備目標として改正されました。ちなみに尺土駅の1日の利用者数は、平成27年11月10日現在でございますが、4,326人あります。エレベーター等によるバリアフリー化の新たな整備目標は令和2年末までの達成となっておりますが、これは尺土駅の駅前開発の完成時期ということにもなってくると思いますが、尺土駅の駅前開発の完成時期はいつごろを想定されておられるのか、お聞かせをください。

藤井本議長 都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。ただいまの松林議員の質問についてご説明申し上げます。

現在、事業用地取得のために2軒の方と交渉を行っているところでございますが、条件面などにおいてなかなか折り合いがつかず難航しているという状況でございます。また、工事の部分で申し上げますと、用地取得を西の葛下川部分の橋りょう工事、地下道を延長する工事、これに伴い地下道と東西方向との市道との交差部に埋設しておりますライフラインの移設工事、広場部分の整備工事、エレベーターから歩道橋への設置工事と進んでいくわけでございますが、工事の部分で3年から4年は必要かと考えておるところでございます。尺土駅前整備事業の完成時期につきましては、この場で明確なお答えを申し上げにくいところでございますが、まずは用地取得というところで早期完成に向け、また法的な準備もさせていただきながら、鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 さまざまな事情により尺土駅の駅前開発の完成時期が見えない、想定ができないということではありますが、強制ではないが、努力目標ということにもなると思っておりますが、エレベーター等によるバリアフリー化の新たな整備計画、令和2年末までであります。私は尺土駅前開発の完成時期が見えない、想定ができないというのであれば、尺土駅の駅前開発計画の中で現在の尺土駅南側にエレベーターを設置してバリアフリー化を進め、高齢者、障がいをお持ちの方々や円滑に駅の施設を利用することができる権利を守るべきであると思っております。そして、正式に駅前開発が進む中で当初の計画のとおり、所定の箇所にエレベーターの設置を直すべきであると思っておりますが、このことに対する阿古市長のお考えをお聞かせください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

尺土駅前開発の駅広改札につきましては、時間がかかっておりますことまずおわびを申し上げます。早急に事業完結に向かって進めてまいりたいという思いでございます。

議員ご指摘のエレベーターの件でございますが、今現在尺土駅は、議員もご存じのようにエスカレーターを使った中で、エスカレーターの幅が2段分を平らにする操作ができるようでございます。インターホン等で駅で呼び出しをいたしますと、駅舎の方から職員さんが来ていただきまして、それに対して対応していただけるという形をとっておる次第でございます。確かにその手間はかかるのですが、車椅子等が2階部分に移動するに当たっては、一定の対応ができていくという具合に認識をしております。また、駅舎に入りましたら、2階部分から1階部分につきましては私鉄の整備の中で民間の会社が整備をいただいているというところでございます。いち早く車椅子等が、身障者の方々がお使いいただけますエレベーターの設置について努力してまいりたいという思いではございますが、できましたら、駅広の整備事業の完結に伴いまして、できるだけ早く設置をしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 尺土駅の駅前開発計画の中で、現在の尺土駅南側にエレベーターを設置してエレベーター

等によるバリアフリー化を図り、そして正式に駅前開発が進む中で当初の計画のとおり所定の箇所にエレベーターの設置をし直す、これは予算もかかります。完成時期が見えない、先が見えない開発計画の中で高齢者、障がいをお持ちの方々が円滑に、安心して駅の施設を利用することができる権利を守るのか、それとも今はその権利を守るよりも予算を抑えることの方が優先されるのか、よくご検討いただき今後の尺土駅の駅前開発を進めていただきますようお願いを申し上げます。

次に最後の質問となります、第3点目の暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付等事業の追加対象についてお伺いをさせていただきます。

本市在住の私の知人に、最近第1子目のかわいらしい男の子を授かったご夫婦がいます。子どもを授かった喜びの中、夫婦で子育てに頑張りご主人は今まで以上に仕事にも励んでおられました。しかし、最近目の不調を感じ、専門医に見てもらったところ、網膜色素変性症と診断されました。治療方法も確立されていない国の指定する難病の1つであります。この病気は網膜の光を感じる細胞に異常が生じる病気です。網膜色素変性症の初期症状は夜盲や光がまぶしく感じる羞明、視野狭窄などです。中でも夜盲が初期症状であることが多いと言われています。夜盲とは、映画館のような暗いところで見えづらい状態で、鳥目とも呼ばれています。その病状が進行すると、視力低下や色覚異常が生じ、そして最終的には失明することもある進行性の病気です。このご主人も目にこのような症状があらわれ、医師からも目の養生のためには今までの日常生活や、仕事も見直すように指導をされています。このご夫婦はまだ子どもが小さく可愛い盛りにこのような病気になったことは忍びないものがあります。しかし、私たち家族は必ずこの病を克服し、幸福になりますとこのように語ってくれました。あすへの希望を空よりも高く持ち、家族一丸となってこの病と闘っておられます。この網膜色素変性症という目の病気ですが、当葛城市におきまして、何人くらいの患者さんがおられるのでしょうか。

藤井本議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。ただいまのご質問です。

網膜色素変性症につきまして詳しくご説明、議員の方からいただきました。葛城市におきましてこの病気になり患されてる方の正確な人数、この分につきましては把握できておりませんが、ただ葛城市独自の事業として実施している特定疾患患者給付金という事業、これの事業でございますが、難病等に対して、年間2万円の給付金を独自で給付している事業でございますが、その申請件数により判断いたしますと、平成30年10月1日現在でこの網膜色素変性症の方で申請されている方が9人おられます。それと、この病気ですが難病情報センターの情報によりますと、この病気の患者さんは4,000人から8,000人に1人と言われておりますので、葛城市の人口から推定いたしますと、ほぼこの人数と合致するのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 この網膜色素変性症ですが、最近網膜色素変性症の夜盲や羞明、視野狭窄などの症

状を補い助ける機能を持った暗所視支援眼鏡を九州大学病院とHOYA株式会社、公益社団法人日本網膜色素変性症協会が共同開発で数年間の研究を経て昨年4月に製品化されました。このたび暗所視支援眼鏡は小型カメラでとらえた映像を明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影して暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能も持っております。さらに、拡大や縮小ができ、視野の狭窄を助ける機能もあるのが特徴であります。このようにすぐれた機能を持つ暗所視支援眼鏡ではありますが、価格は40万円と高額なため、患者さんには購入に踏み切れないのが現状であります。

ここで伺いをいたします。市町村が行っている必須事業の1つである日常生活用具給付等事業について、どのような事業なのかをお示してください。

藤井本議長 保健福祉部長。

異 保健福祉部長 日常生活用具給付等事業のご説明をさせていただきたいと思います。日常生活用具給付等事業はいわゆる障害者総合支援法において、障がい者、障がい児、難病患者等を対象に市町村が行う地域生活支援事業のうち、必須事業の1つとして、障がいのある方々の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与する事業であり、本人負担は原則1割となっております。この事業の給付対象となる日常生活用具につきましては、本市では国が定めます要件、用途、形状に該当するものについて葛城市日常生活用具給付事業実施要綱に定め給付を行っております。国は厚生労働省告示第529号におきまして、日常生活用具の要件としまして、3つを定めております。1つ目として、障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。2つ目に、障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの。3つ目に用具の製作、改良または開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。この3つが定めております。本市におきましても、これらの3つの要件は実用性が認められるものなど、時代の背景や障がいのある方々のニーズを反映したものであると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 昨年熊本県網膜色素変性症協会の会長より、公明党の参議院議員に対し、患者を支援する同眼鏡の購入への支援の求めに対し、公明党では同眼鏡が全国各地の自治体で日常生活用具に位置づけられるよう、国に対して後押しを求め、また地元の公明党の県会議員、市会議員も連携して日常生活用具への追加を求める要望書を提出、そして熊本県天草市においては、公明党の市議会議員が今年3月の定例会で同眼鏡を日常生活用具給付等事業の対象に追加するよう提案。そして、この提案が認められ網膜色素変性症の患者さんらが使用する暗所視支援眼鏡について日常生活用具給付等事業の対象品目に追加されることになりました。これは全国初の取り組みとなりました。熊本県網膜色素変性症協会の山本会長は今回暗所視支援眼鏡が日常生活用具に認定されたことは、患者にとって生きる勇気と希望につながるとこのように述べ、さらに、網膜色素変性症の患者さんは就労や就学時だけではなく、災害には身動きがとれなくなるなど、生活に困難をきわめております。一方で一部の人による心ない差別

や偏見を恐れ、病を隠している患者さんもおります。あらゆる人が安心して暮らしていけるよう、自治体には手厚い支援をお願いしたいと、このように述べられております。このように網膜色素変性症と闘う患者さんとそのご家族の皆様が少しでも快適に、また安心して日常生活を送ることができますように、暗所視支援眼鏡を日常生活用具に認定をしていただき、病と闘う患者さんとそのご家族の皆様に支援の手を差し伸べるべきであると思っておりますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示しく下さい。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、部長の方から答弁したとおりでございます。まだ非常に新しい技術、機械であるという認識をしております。しばらくちょっと研究をさせていただきたいなというのが正直な気持ちです。今回の事例の中で、その制度を使った中でその器具の指定をされてるのは、全国では1自治体やと今の時点ではお聞きしております。その辺の話もちょっと確認させていただきまして、研究をさせていただきたいというのが今の時点での答弁になります。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。視力が低下し、失明の可能性もある、しかも治療方法も確立されていない病と毎日必死に闘っておられる患者の皆様にとって、生きる勇気と希望につながる暗所視支援眼鏡、ぜひとも日常生活用具に認定をしていただくことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

藤井本議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして一般質問をいたします。

今回の質問は2つございます。葛城市は現在子育てしやすい環境の整備と教育に力を入れていると伺っております。これらを念頭に将来を担う子どもたちの育成とまちづくりについて、私の提言も交えながら伺いたいと存じます。質問の1つ目は、市内小学校の校区割についてであります。将来の校区割の議論の必要性について前回に引き続き伺います。2つ目は学校図書館の活性化についてであります。今回も例のごとく議長のお許しを得ましたので、パネルを活用して質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 かねてから阿古市長は人口増を目指しておられます。合併前のサービス水準を維持し、近隣自治体に比べ行政、教育、福祉サービスが充実している現在の葛城市が、今後も同様の行政サービスを提供していくためには、税収の安定と財政の健全性の維持が必要だとおっしゃっております。市長は人口の増加が不可欠であること、特に働く世代である生産年齢人口

の増加を図り、子育てしやすい環境づくりに努力するというふうにおっしゃっております。人口増が市民生活の向上につながらなければ、これは何の意味もないわけでありますけれども、子育てしやすい環境の要件の1つに学校環境が考えられると思います。前回の質問に引き続き市内小学校の校区割、通学区域の質問に臨みたいと存じます。

前回の質問で校区割、学校区域を検討し、私なりに3つの視点を提案いたしました。1つ目が施設と児童数の問題であります。端的に申しますと、例えば運動場の広さと児童数、そういった関係。それで広いのかな、狭いのかなというような問題であります。2つ目には学年と児童数の問題であります。例えばA、B2つの小学校があったときに、片っぼの小学校はクラスが多く、1クラスの学級の人数が多いと。その隣の小学校が児童数が少なくて単学級、1学年で2クラスできない単学級であるということであればどうなのかと、そういう視点であります。3つ目が通学の負担等の問題であります。自宅から近いところに小学校があるのに校区割の関係で遠い小学校に通わなければいけない、そういうふうなことはどうなのかというふうなことがあります。これらの視点から今回も質問をしたいと存じます。

さて、本日の前提といたしまして、教育委員会のご答弁というのは現時点での数字、人口でいえば自然増についてご答弁をするときに踏まえてという形になるかと存じます。市長が目指してらっしゃるのはいわゆる社会増、これを目指していこうということだろうと思います。今回社会増については具体的な内容に踏み込めないというふうなことは私、承知をしております。私は今、校区割の検討を始める時期に来ているというふうに考えるものでありますけれども、そのために必要な前提条件、また考え方などについて伺いたいと存じます。

まずは少し時間をいただきまして、前回の質問といただいたご答弁のおさらいをしたいと存じます。

現在、葛城市内には北から當麻小学校、磐城小学校、新庄北小学校、新庄小学校、忍海小学校の5つの小学校があります。葛城市の歴史をさかのぼりますと、明治22年4月、このときのいわゆる明治の大合併で北から當麻村、磐城村、新庄村、忍海村が新しく新設されました。このときの小学校4校がそれぞれ経緯に違いがあります。幾つかの学校が合併してできた小学校もありますけれども、大体、明治の大合併による村の区域がそのまま現在の小学校区に相当していると言えると思います。唯一昭和50年代の児童数増加に伴って、新庄小学校から分離して新設されたのが新庄北小学校であります。前回の質問で、私と梨本議員の母校新庄北小学校の新設の経緯について伺いをいたしました。ご答弁によりますと、当時の新庄町は人口が急増していて、新庄小学校の児童数も昭和48年には814人であったものが、昭和51年には1,078人とわずか3年間で264人も増加するというような状況であったということだそうです。264人という数字は現在の當麻小学校の児童数286人、新庄北小学校の児童数278人にほぼ匹敵するものであります。校舎の増築も当時検討されたようでありますけれども、幸い文部省の児童生徒急増市町村というものの指定を受けることができ、新庄北小学校の新設が計画されまして、昭和52年4月に開校したということであります。

先ほど、1つ目の視点ですね、施設と児童数について、前回私は校舎の延べ床面積と運動場の面積の両方を伺いまして、平成30年5月現在の児童数とあわせてご答弁をいただきました

た。児童数は多い順に列挙いたしますと、これ、多い順に並べてみますと、新庄小学校が811人、磐城小学校が705人、忍海小学校が316人、當麻小学校が286人、新庄北小学校が278人です。校舎、運動場ともに伺いましたけれども、印象的だったのが運動場の広さであります。新庄小学校が6,012平方メートル、磐城小学校が7,926平方メートル、忍海小学校が、これが一番広いんですね、1万1,100平方メートルですね、新庄小学校の2倍弱でございます。當麻小学校が7,583平方メートル、最後に新庄北小学校が8,419平方メートルであります。この児童数を運動場の面積で割りますと同じ面積当たりの児童数が割り出されます。そうしますと、大体新庄小学校が同じ面積で13人くらいごちゃっとしているのに対して、忍海、新庄北は余裕があって3人くらいだなというふうな感じになります。反対に、運動場の面積を児童数で割りますと、1人当たりの運動場の面積が出てまいります。これ、参考までに私が計算したところによりますと、1人当たりの運動場が広い順番に、忍海小学校、これが35.1平方メートル、新庄北小学校が30.3平方メートル、當麻小学校が26.5平方メートルとなります。対して相対的に狭いと思われる磐城小学校が11.2平方メートル、新庄小学校は7.4平方メートルと、忍海小学校の運動場1児童当たりの広さが、新庄小学校のおよそ4.7倍という結果になりました。また、先ほどの各小学校の5校あると言いましたが、新庄小学校と磐城小学校では児童数がふえております。今年度机、椅子などの備品が調達されました。対して當麻小学校と新庄北小学校、忍海小学校の児童数は、自然増という意味では本年度がピークであります。これ以外にも社会増というのがまた今度考えていかなければなりません。ただし、この磐城小学校、新庄小学校ともに、現時点で例えば教室が不足しているとか、そういうことはもちろんございませぬし、運動場が狭いために授業に支障を来すとかそういう話は私は保護者の方から聞いたことは現時点ではないというようなことであります。今回の質問、数字を出しましたけれども、1つの視点として見るということでありまして、これを例えば単純に、だからといって新庄小学校の数をほかの学校に振り分けましょうとかそういうふうな議論ではないということはあらかじめ申し上げたいと思っております。

次に、2つ目の視点、先ほど申しました視点で学年と児童数の問題につきまして、前回、各小学校の学年ごとの児童数と学級数についても伺いました。前回のご答弁をちょっとまたおさらいをしたいと思います。その前に数字の理解のために基本的なことをお伺いしたいと思います。

小学校における学級編制基準について、原則となる人数はどのようになっていますでしょうか。

藤井本議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ただいまの吉村議員のご質問につきましてご説明させていただきます。

小学校における学級編制基準につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、通常学級においては、2年生から6年生においては1学級40人、1年生は1学級35人、特別支援学級については、1学級8人と定められております。また、奈良県独自基準として、特別支援学級は種別によって、6人の場合もございます。本

市におきましても、その基準に基づき学級編制を行っております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 前回のご答弁では、学年ごとの児童数と学級数、そして平均児童数をご答弁いただきました。それによりますと、児童数が少ない忍海小学校で1学級当たりの人数が2年生から6年生までで、20.5人から最大30.5人、1年生は23.5人ということでありました。當麻小学校では1学級当たりの人数が2年生から6年生までで18.5人から最大24.5人、1年生は22人だということでありました。新庄北小学校では1学級当たりの人数が2年生から6年生までで21.5人から最大26人ということで、1年生は何と17人ということでもかなりの少数というふうになっております。さて、それに対して、児童数が多い新庄小学校はどうなのかなと思って聞いておりましたら、1学級当たりの人数が2年生から6年生までで32人から最大33.75人、1年生は30人で行っていました。磐城小学校では1学級当たりの人数が2年生から6年生までで28.5人から最大36.3人、1年生は26人というふうなことでありました。また、特別支援学級につきましてもいずれの小学校も児童数を学級数で割ると5人を超えるところはありませんでした。というふうに、葛城市ではいずれの小学校につきましても基準を下回る、非常に児童数も恵まれたというふうに思います。葛城市では先ほど見ましたように法律に定められた学級編制基準よりも少ない人数に抑えられていて、行き届いた教学条件だなどというふうになるわけでありまして。特に新庄北小学校の1年生というのは児童数34人しか1学年いないにもかかわらず2クラスきちっと設けられていて、1学級17人ということになっておりますが、これはどのような形で手配といたしますかされているのでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ただいまの吉村議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました学級編制基準には職員配置としまして、基礎定数と加配がありまして、小中学校における少人数加配配置という制度があります。この制度は各学校の総児童生徒数等に応じた少人数加配ができる制度でありまして、市内の小中学校全てでこの制度を活用しており、先ほど議員が説明されました新庄北小学校ではご指摘の学年のみが少ないことからこの制度を活用して対応したものでございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 今ご答弁いただきましたが、全ての小中学校において少人数加配配置という制度を利用して、少人数教育といえますか行き届いた教育のために尽力されているというふうなこと、承知いたしました。

先ほど、あくまでも自然増のみを前提としたところ、新庄北小学校の児童数も本年度がピークだと述べました。もし、今後減少が続けば1学年で2クラスつくれずに単学級になる可能性も危惧されるところもあるかなというふうに思います。また、前回の質問で新庄小学校と磐城小学校、新庄北小学校の3校の平成20年、平成25年、平成30年と5年ごとの児童数と

0歳児から就学直前の5歳児までの人数を伺いました。これもちょっとこの場でおさらいをしておきたいと思います。それによりますと、まずは新庄小学校と磐城小学校の2校をまず申しますと、新庄小学校が平成20年が734人、平成25年が714人、それから平成30年が811人とちょっと減りますが、100人近くふえております。磐城小学校は、635人、674人、705人と一貫してふえております。また、就学前児童の人数なんですけれども、平成30年10月の葛城市の年齢別人口によりますと、新庄小学校区の5歳児が153人、4歳児が128人、3歳児が131人、2歳児が125人、1歳児が109人でありました。磐城小学校区も5歳児から1歳児までが151人、115人、113人、136人、102人と、ともに少しふえてから緩やかに減っていったというような状況でした。対する新庄北小学校は平成20年は220人、平成25年は227人、平成30年は278人とふえております。おかげさんで、一時期単学級があったんですけれども、これは現在は解消されております。また、5歳児が43人、4歳児が30人、3歳児が36人、2歳児が32人、1歳児が38人ということでした。

単学級のメリットとデメリットについての見解を伺いました。メリットとしてはクラスがえがないうことによる子どもたち相互の関係を深めていく学級づくりをしやすいことなどが考えられるということでありました。対するデメリットとしては、通常学年単位で行うような体育や音楽などの集団学習では、学習目標を達成しにくい場合があることなどが考えられるとのことでありました。また、学級編制がえがないうために、学級のルールや子どもたちの中での価値観が固定されがちになることなどが考えられるとのことでありました。特に私が保護者から聞いている限りにおきましては、1番はやはり懸念はクラスがえがなくなること、それによって人間関係が固定されてしまうんじゃないかというふうな、これが強い印象でございました。

さて、3つ目に通学の負担等の問題を考えたいと思いますが、その前に、一般的に校区割にはさまざまな問題があつて、これは難しい問題だというふうに聞きます。なぜそのように言われるのか、葛城市固有の問題というのはちょっと横に置きながら、一般論としての教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井です。ただいまの校区決定の校区の一般論ということでお答えさせていただきます。

校区決定の根拠としましては、葛城市立学校の通学区域等に関する規則において通学区域を定めております。一般的には道路や河川等の地理的状況や、地域社会がつくられてきた経緯、自治会、子ども会のコミュニティなどそれぞれの地域の実態を踏まえて、過去に決定されてきたものであります。議員ご指摘の校区割変更を行うには、過去に決定した地域社会がつくられてきた経緯や地域、子ども会、さらには家族の中でも親子、兄弟、姉妹の母校が違うなどさまざまな問題があります。また、校区を自由に選択できる校区選択制についても、選択先が偏ることによる弊害があるなど、校区割変更には地域社会形成と密接につくられてきた経緯などを踏まえて、慎重に検討していく必要があります。

以上です。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 今ご答弁ありました、葛城市立学校の通学区域等に関する規則というのがあります。これが学校教育法、これに基づいて書かれてまして、この別表第1というところに各通学区域というのが具体的に書かれております。今、教育委員会ではこれに従って、校区割をなされてるといふことですね。さて、ご答弁の中に、過去に決定した地域社会がつくられてきた経緯ということが今ありましたけれども、校区割を考える上で難しい点が、この言葉に私は集約されているのではないかというふうに感じます。これを緩和するために、校区選択制という制度もありますが、弊害もあるということでもあります。3つ目の通学の負担等の問題を考える上で、参考までに、校区選択制を採用されている近隣自治体の事例を挙げたいと思います。その自治体の学校教育課に私、問い合わせしてみました。問い合わせたところ、校区が決まっているものの、自治体の中の2カ所の限られた地域があるんだそうですけれども、その2カ所のみ保護者の申請があればほかの校区が選べるということになっているんだそうです。これは年限措置ですかと聞きました。いや、そうじゃありませんと。これは恒常的な措置だということでもあります。措置の理由としては、1カ所は道路の交通量が大変多いということによる通学の安全を図るためだということでもあります。もう1カ所は、実は自治体の事業によって移転を余儀なくされた地域があるそうで、この住民の要望に対応するためだそうでもあります。つまり、1カ所は通学路の安全性の問題、もう一つは地域がつくられてきた経緯の問題という形になろうかと思えます。

さて、新庄町と當麻町が合併したときに、合併協定書というものがつくられましたが、その合併協定書に、町立学校の区域の取扱いについてという記載がございます。そこには、小中学校及び幼稚園の通学通園区域については、当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学、通園区域の検討を行うというふうにあります。新市になってから、葛城市になってから通学、通園区域について何らかの検討は行われましたでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。教育委員会では人口動態統計をもとにして、今後5年先の予想に基づき、校舎の増改築及び教室の用途変更で対応してきております。近年、新庄北小学校の生徒数増加が見込まれた際には、増築を行っておりますし、新庄小学校におきましても、教室の用途を変更するなど、柔軟な対応を行ってまいりました。このことから、校区割につきましても検討は現在行っておりません。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 これまでは特に校区割で対応するという必要性がなかったということだろうと思えます。ただ、そう言ってもですね、現状人口増を目指す葛城市としましては、不動産広告などでここはどこの校区ですというふうに宣伝をされているのが実情であります。将来を見越して、校区割について考える場、議論をする場の設置の検討を始めるときではないかと私は思うものであります。もし将来、検討委員会を設置するとすればどのような性格のもので、どのようなメンバーが想定されますでしょうか。例えば卑近な例を挙げますと、コミュニテ

ィバスを検討する法定協議会であります葛城市地域公共交通活性化協議会は、市長のほか、公共交通事業者や、道路管理者、公安委員会、市民などがメンバーになっていらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井です。ただいまの校区割変更につきましては、現在検討は行っておりませんが、今後検討するとしましたら、市内の地域全体を考えていただける方々の意見を頂戴して協議する必要があると考えております。また、地域の合意を得るために広く意見を求めてまいる必要があるのではと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 前回、市長にこの件でいろいろと質問しましたら、校区の問題は現状と将来、両方影響してくる問題だというふうに伺いました。まず、現状の問題として、運動場と校舎の問題などについて考えるべきではないかということでございました。次に、将来の考え方として、質問の冒頭で市長のお考えを私がまとめましたように、葛城市の場合は子育てと教育に関する財源を厚くしていきたいというふうにおっしゃいました。その中で一度に大規模開発をするのではなく、一定の割合で、2%台程度の人口増が社会資本として投資する額が少なく済むので理想的ではないかなということでありました。また、市長のおおよその感覚では、今後も今の磐城小学校、新庄小学校の規模の学校が5つあればいけるのではないかな。もちろん今後の検証が必要だという、これは前提条件にありますが、そのような思いを持っておられることでありました。その中で、地域ごとに住宅開発に差異があるので、将来的には教育委員会の方では一定の考察がされるべきであるということでもございました。校区の問題につきましては、教育委員会の方で検討してもらい、予算的な部分についての相談を受けながら議論をしていく形になるのではないかということでもございましたが、最後に、この校区の問題について、現時点での教育長のお考えを伺いたいと存じます。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。さまざまなご質問、ご説明ありがとうございます。

議員のおっしゃっている校区割につきましては、すごくデリケートな問題でございまして数字合わせでできるような問題ではないということで、すごくデリケートですので真剣に考えていかなければならないのではないかなと思います。確かに各5つの学校、面積等、それから児童数も異なっているわけでございますので、各学校の実態は全く違います。でもそれぞれの実態に合わせた教育を進めておりまして、特色ある学校教育を推進してくれているのではないかなというふうなこと、これをまず申し上げておきたいというふうに思います。それで、それぞれのキャパの問題もありますし、それからミニ開発等も進んでいって児童数の増減もこれから見込まれますので、今のままずっといくと、これはあり得ないと、これは思います。でも、校区を変えますよという、保護者の方やまた地域の方にも悩みをふやす、混乱をふやすということでもございますので、その辺の時期を十分見きわめる必要があるのではないかなというふうに思います。先ほど部長が説明しておりましたように、人口動態調査

等で何年か先、これも毎月発表してくれてますので、その辺の変化も十分あらわれてくると思いますので、現在のところ、その人口動態調査の方をしっかりと注視をして先を見る、現在のところは、先ほどの繰り返しになりますけれども、校区割これを変更するという事は考えておりません。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 ありがとうございます。今回のご答弁を伺いまして、2つの点が印象に残りました。1つは、これまでの児童の増減における教育委員会の対応は適切かつ柔軟に行われたなと思いました。また、少人数加配配置制度を利用するなどして、児童にとっても恵まれた学習環境を提供されてきて、これは葛城市民としてありがたいなというふうに感じました。もう一つは、もし今後検討委員会を設置するとすればどのようなメンバーが想定されるのかと伺いましたところ、葛城市内の地域全体を考えていただける方々の意見を聞く必要があるということでありました。校区割とえば、どうしても地域の要望にのみ目が向きがちになってしまうんですね。私なんか特にね。ところが、そうではないんだと。葛城市全体の問題として考えていく必要があるという、今も教育長のご答弁にもあったとおりでと思います。このような認識を新たにいたしました。

さて、葛城市には、通学路交通安全プログラムと、これに基づく通学路安全合同会議があるというふうに伺っております。国土交通省の出張所や奈良県高田土木事務所、高田警察、それから葛城市PTAの代表の方々、小中学校の校長先生方、そして市の生活安全課、建設課、教育委員会の方々メンバーだというふうに伺っております。将来、校区の検討委員会を設置することがあれば、これに加えて、例えば地元のことをよくご存じである区長や、あるいは各学校の同窓会のメンバー、そういった方々にも加わっていただいて、広い視野から意見を求めていく必要があるのではないか、今のお話も聞きながらそのように思いましたので、これもあわせて提案をさせていただきたいと思っております。校区割を考える際に、現在の安全性や利便性を議論するだけでは不十分で、ある意味母校というのは、生身の人間の人生のある意味よりどころにもかかわってくるということですので、校区割について、教育長おっしゃるように慎重にならざるを得ないというのはまさにそのとおりで私も思います。市長はかねてから、まちおこしは必要なことだが、それだけでは不十分だというふうにおっしゃっています。行政に必要なもの、行政にしかできないものはこれはまちづくりであるというふうにおっしゃっているように私は理解しております。児童の増減による先生方の配置や施設面での対応は、これまでは柔軟、適切にされてきたものと理解しますけれども、今後のまちづくりの中で人口の動態を見ながら、将来を見越した校区割議論の場、設置の検討を始めていただくということを改めて要望いたしまして、1つ目の質問を終了したいと存じます。

続きまして、学校図書館の活性化について伺いをしたいと思います。

学校図書館法によると、各学校には司書教諭、司書教諭というのは学校の先生で司書教諭の資格を持った先生です、これを置くということになっております。また、学校図書館において司書に当たる業務を行う学校司書、これも平成27年の4月に施行されました、学校図書

館法第6条で新設されております。これによりますと、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員というふうに、学校司書を定義づけておまして、これが大事であるというふうに述べられておりますが、私も司書教諭、そして学校司書の連携による学校図書館運営が理想だというふうに考えるものであります。

まずは、葛城市内の司書教諭の配置につきまして、学校の先生の方ですね、これの配置につきまして各校の人数と兼務の実態についてお伺いしたいと存じます。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ただいまの・村始議員の司書教諭の配置についてでございますが、各校の司書教諭の配置状況でございますが、各校において基本的に県費の教諭で司書教諭の資格をお持ちの先生の中から1名校長が任命しているところでございます。したがって、各校それぞれ1名の配置で全て専任ではなく、兼務という状況でございます。以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 今この一般質問をすることもありまして、また以前から興味があったということもありまして、今葛城市内の学校図書館を見に回らせてもらっておりますが、この前も新庄北小学校の学校図書館担当の白田先生という方のお話を聞きました。また、先日も當麻小学校の遠藤校長先生と中川教頭先生の話聞いてまいりました。話を伺っても率直な意見を申しますと、やはり皆さん大変図書館ということ、また読書、教育というものに対する見識が高いなというふうに存じました。特に中川教頭先生は司書教諭の資格も持ってらっしゃいまして、そのことについてもよくよくご存じでありまして、こればかり話をするともた時間がなくなりますので、また時間があつたら話をしたいと思いますが、次に、葛城市内で学校司書に当たる職員の配置状況と待遇についてお伺いしたいと存じます。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。学校司書に当たる職員の配置状況でございますが、本市では司書教諭の補助員として市費の非常勤職員を各校1名ずつ配置しております。1日5時間週5日の勤務をさせていただいております。

以上です。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 学校図書実践事例集というのが、今年の4月に奈良県教育委員会事務局学校教育課というのがつくられまして、ちょっとこの前知人から教えてもらって入手いたしました。この事例集をつくった目的は、県内小中学校の学校図書館における学校司書の配置活用をしたいということでありまして。ちょっと読みますと、先ほど申し上げたことなんです、平成27年4月に改正された学校図書館法では、第6条において学校には専ら学校図書館の職務に従事する職員、学校司書ですね、これを置くよう努めなければならないと定められています。現在、県内の小中学校では、下の表のように学校司書の配置が進んでいない状況ですと書いてあります。奈良県内の学校司書配置状況というのが、平成28年度学校図書館の現状に関する調査

というのがありまして、これによりますと全国平均、公立小学校で59.3%、6割弱の小学校には学校司書が配置されております。それに対して奈良県では18.4%ということで、2割に満たないんです。学校司書が配置されているというのが満たないという、それを何とかしたいということで、このリーフレットがつくられたわけでありまして、何とか今のご答弁にありますように、葛城市は既に全校に中学校2校、小学校5校に学校司書が配置されております。非常勤職員という形ではありますけれども、全部既に配置されておまして、1日5時間週5日勤務されているということでもあります。エアコンも葛城市は先駆けて全校にあります。この学校司書もあるというふうなことであります。このことにつきまして、調査をされている方がいらっしやいまして、佐久間朋子さんという方なんです。これは奈良教育大学附属中学校の学校司書で、佛教大学で現在図書館学を教えておられる先生なんですけれども、この方が「図書館とまちづくり」という継続して出されているものがありまして、これの中で第130号別刷り添付という資料によりますと、2018年度奈良県内公立小中学校学校司書配置状況ということで、奈良県内で学校司書を全校配置している市は、生駒市と葛城市の2市しかございません。また、町村に目を移しましても、生駒郡三郷町、斑鳩町、安堵町、それから北葛城郡王寺町、広陵町のみという形になってまして、大体大まかに町村は西和と呼ばれる地域を中心としてあるという形であります。学校司書が全くいらっしやらない、配置されていない町村、市もたくさんあるというような状況であります。今、学校司書を採用されている市町村、これの採用条件は図書館司書という形になってますが、調査によりますと、葛城市については、図書館司書保持者優先というふうなことになっているということでございます。

さて、この学校図書館の開館時間は一体どうなっているか、これも伺っておきたいと思えます。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。まず、学校図書館の開館時間でございますが、各学校によって若干の差異がございます。小学校につきましては、おおむね午前9時から午後4時30分までの間に設定されておりまして、中学校につきましては、おおむね午後1時から午後5時までの間で設定されている状況でございます。

以上です。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 では学校図書館運営、先ほどの司書教諭、それから学校司書の役割分担というのは具体的にどのようにされているか、例えば、棚レイアウト作業や選書などについてどのようにされているか伺いたいと存じます。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 司書教諭と補助員の役割分担ということでございますが、各校により多少の違いはあるものの、明確な役割分担が決まっているということではなく、お互い協力し合いながら図書館運営を行っている状況でございます。実際には司書教諭は通常の授業を受け持ちながらの図書館業務ということになりますので、勤務時間中は図書館に常駐している補助員が主に

図書館の本の貸し出しや読み聞かせ、新刊本の紹介や掲示物の作成などの業務を行っており、選書やレイアウトなどについても、司書教諭と相談しながら運営を行っている現状でございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 この選書とかさまざまなやり方については、今ご答弁いただいたとおりだなと思うんですが、各学校ごと結構自主的にいろいろやりながら、特に司書教諭というのは教育者といえますか、学校の先生ですし、いわゆるこういった本を教材としてどう見るかとか、子どもたちの学習意欲についてどうかとか、そういうふうな効果も考えて本も選ばれるが、それに対して学校司書というのは本の専門家ではありませんけれども、そういった教材という見方というのについては、やはり司書教諭の先生方にご相談しながらいろいろやっていけるなというふうなことだと思います。学校司書、各校とも非常に熱心にされていまして、いろいろ図書館だよりみたいなを出されていますけれども、それも学校司書の方が司書教諭と相談しながらつくられているなというふうなことを話を聞いております。

ちょっと1つ紹介しておきたいんですが、當麻小学校で、ここも図書だよりというのは出されていますが、この学校司書の方は非常に星について造詣が深いということで、星だよりというのを毎月毎月図書だよりの裏側に出されております。実は私、當麻小学校の図書室に行ってびっくりしたのが、プラネタリウムがありまして、実は新庄北小学校もできたときはプラネタリウムがあったんですけれども、なかなか維持管理が難しいということで各学校とも今はない状態なんです。この當麻小学校についても機械が古くなったということで、廃棄されるかもしれないとなったときに、当時のPTAの方が、いやそれは何とかするでという形で頑張られまして、このプラネタリウムが今残ったということであります。当時のPTAの会長さんだれかなと思って聞いてみましたら奥本議員だそうございまして、奥本議員またまたこちらでも活躍されてるなというふうにちょっと感じた次第なんですけれども。そういうふうなことで、非常に活発にされてるなと。各学校ともされてるなというふうに思いました。

いろいろな事情で、現状このような活動をされていると思いますけれども、現場で、今後の課題と認識されていることはありますでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。今後の課題ということでございますが、本市においてはおかげさまで持ちまして、毎年図書の購入予算を十分につけていただき、各校大変充実した蔵書数となっております。しかしながら、昨今書籍や新聞なども電子データ化が進み、本離れ、活字離れが心配される状況でございます。こうした中、子どもたちにいかに本に親しみを持ってもらうか、あるいは1枚1枚ページをめくって本を読むことの大切さとよさをもどのようにしてわかってもらえればよいのかということが課題であると考えております。

以上です。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 今、本の予算というのが、各校大変充実した蔵書数となっているというふうなご答弁でしたが、今年度予算でも児童用図書購入費が383万円というふうになっております。公共図書館でよく聞くのが、図書購入費が足りずに蔵書が古くなっているという悩みを抱えておられるところが多いです。しかし、私が伺った小学校では図書館には毎年毎年新しい図書が供給されて、古いものは備品のリストから外して学級文庫などで有効活用されているということで、そういった意味でも非常にありがたいなというふうに思います。先ほど紹介しました学校司書実践事例集の中で、7つの小中学校が先進的な例として挙げられています。7つのうち2校が葛城市内の学校であります。1つが白鳳中学校、もう一つが當麻小学校です。當麻小学校の課題として、こんなことを書いています。本好きな児童が多く年間の読書量は1人当たり35冊と多いです。そういったおすすめ本をそういった児童に更に読ませる機会をつくるために読書通帳というものをつくってらっしゃるそうで、読書通帳で例えば読んだページ数であるとか、読んだ冊数とかを記帳させることによって、更に読書に対する興味を高めていく、そういった試みもされているようであります。さて、今学校図書館について伺っておりますが、一応公共図書館と学校図書館独自の役割について教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。学校図書館の独自の役割ということでございますが、ふだん学校に通っている子どもたちにとって一番身近に存在する図書館でありますので、やはり授業で出てきたさまざまな疑問について調べたり、学習する上での資料を探したり、あるいは先生方が授業に役立つ書籍を探したり、子どもたちに紹介したりなど、リアルタイムに近い形で授業や学習に直結した利用が可能であるということが1番のメリットであり、子どもたちにこうした活用を教えることが学校図書館の役割として大切なことであると考えております。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 私は公共図書館で、一番最初に就職したのが公共図書館ですので、その出身者ですので、図書館職の専門性というのは司書にあるというふうに考えておりましたが、こと学校図書館におきまして話をいろいろ聞いておきますと、やはり教育の場である学校図書館でありますから、特に選書なんかは、やはりどういった本を選ぶかという、話を聞いておきますと、ベテランの先生がその経験を生かして選書をされるというふうなことで、その専門性が大事だというふうなことを認識を新たにいたしましたのであります。

さて、今AIの進化とともに教科書を読めない、理解できない子どもたちという問題が語られておまして、こういった『AI v.s. 教科書を読めない子どもたち』、東洋経済、新井紀子さんという方がつくられた、東ロボ君というのをそういうプロジェクトを推進されている方ですが、こういった本がよく売れております。文字を読んで理解できるということは当たり前なのかもしれませんが、こういうのを見ますと非常に私はありがたかったなと。やっぱり当時葛城市内で教育を受けた者として、本当にありがたかったなというふうに思います。この読解力を涵養することにつきまして、学校図書館の役割とは何でしょうか。また具

体的な取り組みはどうでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。読解力の涵養ということでございますが、読解力とは一般的には文章などを読み解く能力ということとされております。最近ではこれに加えて、解釈、熟考、評価、論述することも含まれているとの考え方もあるようですが、いずれにしても、読解力を身につけるにはやはりさまざまな文章をたくさん読むということが第一であると考えられます。学校図書館では、子どもたちが読書に興味を示すように掲示物を工夫したり、小学校においては読み聞かせを行ったり、ボランティアのお話を招いたり、本を貸し出すだけでなく、さまざまな活動をされております。また、本市では学校全体として朝読書という活動をしております。これは、朝の10分から15分間みずから本を持ってきて読書をするというもので、市内の各学校で10年くらい前から行っております。こうした活動がより多くの文章を読むこととなり、読解力の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 今回このような質問を差し上げましたのは、実は今年の2月24日に、インターネットなんですけど東洋経済オンラインというところで、AI時代を生き抜く教育のカギとなる「読解力」ということで、先ほどご紹介しました新井紀子さんが出ておられる記事を読んだからでございます。この中で新井さんは、なぜ言葉、読解力が必要なのか、言葉には定義がある。定義をしなければならないというふうなことを書かれております。また、読解力からなぜを問うと。なぜかなというふうに問うことの重要性についても述べられております。

さて、読解力、読解力と言いながら、これを聞いておきながら返す刀ということになるかもしれないけれども、読解力を磨くことだけがこれが国語力の向上の全てなのかというと、そうでもないような、それ以外の力、教育の目標にはそれ以外のこともあるんじゃないかなというふうなことも考えるものでありますけれども、教育長に伺いますが、教育長にとって国語力とは何だろうか、また授業と学校図書館との連携、このことにつきましてもお示しいただきたいと存じます。

藤井本議長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。国語力とは何かということでやりますと、大論文になるかなと思うんですが、私、今考える国語力、昔から読み書きそろばんと言われますけれども、私ここにそろばんを発表に変えるとこれが国語力ではないかなというふうな感じがします。読んで書いてそれを発表する。当然語彙力の方も必要だと思うんですけれども、このあたりが国語の力ではないかなと思います。私常々言ってるんですけれども、今の子どもたちにまとめる力とプレゼンする力をしっかりつけてやりたいなど、これを目指して日々やっているわけなんですけども、これも国語力の1つではないかなというふうな感じがします。今年が準備期間で来年から学習指導要領等が変わって、指導の方向もほぼ定まってきましたけれども、やっぱり指導要領のことで狙っているのもこういうふうな国語力の充実ではないかなというふうな感じがしております。当然授業でもこのことを目指して日々授業の改善も行

っておりますし、各先生方が頑張ってくれていることだというふうに思います。

学校図書館は、そういうふうな中でやっぱり子どもたちに読書環境、先ほど部長の方も説明しておりましたけれども、文字好きの子にするとか、読書好きの子にする、こういうふうなことを目指してやっていく。また、調べたいときに調べたいものがすぐにある、そういう環境を整えてやるのが、学校図書館の意義ではないかなというふうに思うんです。今、新聞紙がないおうち、これも結構ありますし、それからこの周りを見てみますと、本屋さんの数もどんどん減ってますよね。だから社会的にそういうふうな環境の中で、学校だけは本当にほかに自慢できるような環境であるぞと。市全体でも公共の図書館に行けばさまざまな本があるぞと。そういうふうな中で、先ほどから言います国語力を高めるために我々葛城市の方は頑張っているんだということでお答えにかえさせていただきます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君。

吉村始議員 今教育長がおっしゃった、文字好き、それから読書好きの子どもたちをつくりたいということも図書館を訪問して、それがひしひしと伝わってまいりました。子どもたち、たまたま図書館にいるときに子どもたちが入ってきます。子どもたちは、あれは自主的に入ってくるわけですね。教室に授業の時間だから入ってくるんじゃないで、自分の意思で入ってくる。その子どもたちの目はきらきらと輝いておりました。そういう子どもたちが21世紀国際社会に出る中で、やはり今教育長がおっしゃったように、まとめる力、プレゼンする力、これはやはり武器になってくるだろうというふうに思います。そういうふうなことが総合的な生きる力にもつながってくるんじゃないかなと思います。今これは葛城市のこういったことにつきまして、学校図書館については非常に先進的でいいなというふうに思うわけでありまして、まだ課題が、これで手放しにというわけにもなかなかいかない部分もあろうかと思えます。学校図書館法、先ほど改正されたと言いましたけれども、第6条の第2項なんですけれども、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るため研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうな文言もございます。この葛城市の学校図書館、すばらしいというふうに私も誇りとするところでもありますけれども、更に上を目指して、といっても、やはり財政的な面いろいろ手かせ足かせもあるとは思いますが、その中で工夫をしてやっていただけたら、市長がずっとおっしゃっている子育てそして教育のまち葛城市が更に実質を伴っていくのではないかと、そういうふうに思っております。そのようにまとめまして、私の一般質問を終結させていただきます。

藤井本議長 ・村始君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時15分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく3点でございます。交通安全対策、2つ目は通級指導教室の拡充について、3つ目は子育て支援についてです。

詳細は質問席より行わせていただきます。

川村副議長 内野君。

内野議員 よろしくお願いたします。交通安全は1人1人の意識の高揚を図ることが大切です。交通弱者とも言える高齢者、障がい者、あるいは子どもなど、家庭で、また地域でみんなで守ることが大切だと思います。交通安全対策の先頭に立って暑い日も寒い日も雨の日も毎日登下校の児童をボランティアの方が、またPTAの方々が各所で立哨していただいております。本当に感謝をいたします。交通安全の推進母体であります、市の生活安全課が、国、県、警察、交通安全協会を初め、区長様方を中心として地域ぐるみの交通安全対策を進めていただいております。奈良県のホームページより交通事故件数を見させていただいたところ、平成29年度は4,460件に対して、平成30年度では4,016件と、444件減少しました。また、葛城市においても平成29年は159件に対して平成30年は114件と、45件減少しました。安全対策についてご努力をしていただいている結果とそのように思います。テレビをつけますと連日のように交通事故のニュースが飛び込んできます。高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違い、また、歩道を歩いていた小学生らの集団に乗用車が突っ込んだ事故がありました。また、少し前には何とも痛ましい大津市の事故ですが保育園児ら16人が交差点で車に巻き込まれ死傷した事故がありました。このことを受けまして、私たち公明党市議団として市長に交通安全対策を求める緊急要望書を提出をいたしました。内容は、市内道路環境など安全確保に向けた総点検の実施、緊急性の高いところから順次ガードパイプの設置などの交通事故予防対策を講じること、また、保育施設、園などの施設周辺を走る道路や散歩コースの点検、交通安全教育を更に徹底していただくなどの要望をさせていただきました。

このことを踏まえて若干質問をさせていただきます。まず初めに、本市では通学路交通安全プログラムを策定し、これに基づく通学路安全合同会議を設置し、この会議において市内の通学路の交通面及び防犯面について安全点検及びその対策について協議をしていただいております。この推進会議において現在の市の対応がどのようになっているかをお聞きをいたします。その中で通学路合同会議を設置して毎年協議をしていただいているんですけども、直近の対応状況はどのようになっているかもお答えいただけたらと思います。

川村副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ただいまの内野議員のご質問につきまして説明申し上げます。

本市では通学路交通安全プログラムを策定し、これに基づく通学路安全合同会議を設置し、この会議において市内通学路の交通面及び防犯面について安全点検及びその対策について協議しておるところでございます。この通学路安全合同会議は国土交通省奈良国道事務所管理

第2課、及び樫原維持出張所、奈良県高田土木事務所、奈良県高田警察署交通課、葛城市PTA協議会代表、葛城市小学校長会代表、葛城市中学校長会代表、そして市の生活安全課、建設課、教育委員会事務局学校教育課で構成されており、危険箇所の調査、対応策及びその実施方法などについてそれぞれの立場から検討しておるものでございます。今年度からは新たな構成員といたしまして、奈良県高田警察署生活安全課、葛城市PTA協議会副会長、各校校長、そして教育委員会事務局教育総務課を加えまして、安全点検及びその対策について、更なる充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

実際に行っている具体的な手順を申しますと、まず1学期中に各学校のPTAによりまして、校区内の通学路の調査、確認を行っていただき、危険箇所の報告として上げていただきます。その報告を取りまとめ、夏休みの初めごろに通学路安全合同会議を開催し、個々の場所についての対応策を協議します。その後、夏休み中に合同会議のメンバーが実際の現場に出向き、危険箇所の実態を確認した上でどのような対応策を行うかを決定するという手順となっております。通学路合同会議で決定した内容につきましては、各校のPTA会長から市長に対し要望という形で報告させていただくとともに、関係所管課におきまして、予算上実施できるものは速やかに実施し、年度内に実施できないものはそれぞれにおいて実施できるよう対応していただくこととなっております。市内小学校学校5校、中学校2校を対象といたしまして、各PTAの意見を参考に学校ごとに危険箇所を毎年報告、要望いただいておりますが、直近2カ年の通学路安全点検の実績を申しますと、まず平成29年度ですが、要望件数は24件でございまして、そのうち対策済み件数は12件となっております。続きまして平成30年度につきましては、要望件数は22件でございまして、そのうち対策済み件数は10件となっております。このうち、市でできる対策につきましては、ほぼ毎年関係所管課と協力して、完了しておりますが、未対策となっている主なものとしましては、信号機や横断歩道の設置など警察に対する要望、県道の歩道と車道の分離など、県に対する要望などとなっております。今後も警察や国、県と連絡を密にとりながら未対策箇所を再検討するとともに、実現が難しい要望につきましては、引き続き要望し、未対策箇所の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ご丁寧な説明ありがとうございました。今、本当に令和元年になって、構成員も新たに各校長も加わっていただいて、またPTAの協議会の副会長も入っていただいて、幾重にもまた厚くしていただいてその中で対策を練っていただけるということで、評価をさせていただきます。それと、今要望の件数を伺ったんですけども、ほぼ上がった件数の半分はできてるのかな。市で対応する分にはもう全てやっけていただいているということで、すごく感謝申し上げます。やはり、こういうふうな対応が、葛城市の事故件数のマイナスにつながってるのかなと、そういうふうに答弁を聞いて感じさせていただきました。ありがとうございます。まだ、箇所の対策が済んでないところはしっかりと要望の方よろしくお願いいたします。

次に、通学路の安全対策にもなると思うんですけども、いろいろな対策がございまして。そ

の中でゾーン30もこの通学路の安全対策になるとそのように思います。このゾーン30の、市内走ってたら、長尾と八川の周辺にゾーン30が設置されてるわけなんですね。正田の方の住民の方から、やっぱり大きな住宅があって、抜け道があるということで、そこがちょうど通学路になってるということで、やっぱり朝の通勤時間と通学の時間が重なる。すごい急いであるからスピードも出されるんですね。それを見られてここの通学路の対策、ゾーン30の設置をしていただけないかということで、要望等もあったんですけども。そのゾーン30なんですけれども、設置をしている、ほかに市内であるのかということと、あとはゾーン30に対しての要望等がほかにもあるのか、またその今言ってる要望が上がっているところの進捗状況もお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いたします。ただいまの内野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ゾーン30の設定を検討するといった際には、地域ですとかPTA等からの要望を受けまして、交通規制、ゾーン30というのが交通規制の一種ということでございまして、その規制の基本条件となっている条件がございます。それは、住宅街であること、それから、幹線道路から幹線道路への抜け道であることといった条件に適合する場所について、その区域で規制を行うことが有効であるかどうかということ警察の方で調査が行われ、規制整備されるということになってございます。現在設置をされております長尾・八川地区以外で、ゾーン30の整備区域は現在のところございませんけども、昨年度2カ所の要望がございました。そのうち1カ所は先ほど申しましたその規制の基本条件に該当しないということで、速度規制の方に要望が切りかわっております。あと1カ所についてでございますけども、先ほど例を出されました、新庄北小学校区の一部でございます。地元区から高田警察署に向けて要望書が提出されております。それに合わせまして、市からも要望書を提出させていただいておりまして、現在高田警察署で交通量調査を実施されております。その調査ですが、時間帯を変えて6回から8回程度交通量調査を行う必要があるというふうに聞いております。その調査を現在やっておられるということで、遅くとも今年度中に奈良県警察本部に報告する予定というふうに高田警察から伺っておるところでございます。その後、県警本部においてその資料をもとに検討されるということで、今現在の段階では具体的な整備の見通しは未定ということをお伺しておるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今まだ検討段階ということで、今年度中には何らかの形で結果が出るとそのように話を聞いておりましたので、引き続きよろしくお願いたします。

では次に、公明党が緊急要望の中にも書かせていただいたんですけども、保育施設周辺道路の安全点検の状況についてお伺いをいたします。

川村副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの内野議員のご質問にお答えさせていただきます。

先般滋賀県大津市で起こりました保育園児らを巻き込んだ痛ましい事故を受けまして、私どもにおきまして、葛城市保育協議会の会議や、公立保育所の主任会議などで各保育園、保育所の行事の中でお散歩等外出の際には交通安全に留意し、注意を心がけていただくようさまざまな機会を捉えて注意喚起を行わせていただいたところでございます。また、現在県を通じまして、お散歩経路マップの作成及び危険箇所の抽出調査が参っておりますので、今後早急に取りまとめを行い、関係部署とも連携をしながら安全確保のための方策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今後も安全確保のための方策をしっかりと図っていただけるということでございます。昨日、国の方からこの通学路の安全対策の強化ということで、閣議決定がされております。その内容が、大津で子どもが犠牲になる事故が相次いでるということで、大津の事故もですけども、そこで政府は18日、関係閣僚会議を開き、緊急対策をまとめたということで、きょうの記事に載ってたんですけども、ここでは子どもの安全対策では、保育園や警察などが連携し子どもが集団で移動する経路の緊急点検を9月末までに実施、また防護柵を設置、車の交通を制限するスクールゾーンに準じたキッズゾーンを保育園などの周りに新設、また園外での活動時に地域住民らが子どもたちを見守るキッズガード事業を実施などのことを盛り込んだ、今回の国の方の閣議決定が示されております。これも加えていただいて、しっかりと保育園周辺の道路整備の方よろしくお願いをいたします。

それでは、次に通学路以外においても道路の危険箇所の点検についてをお伺いをいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどからも出ております、大津の痛ましい事故を受けまして、国土交通省それから警察庁が主体となりまして、過去5年間に重大事故等が発生した箇所で、通学路が通過している信号のある交差点という条件で絞り込んで安全点検を、緊急点検を実施しろということでございます。そういった条件で絞り込みましたところ、本市におきましては1カ所抽出をされております。具体的な場所でございますが、北花内の国道24号線、ちょっと個別名称出ますがご了承いただきたいと思えます。芳村自動車産業さんの南側の交差点、ここには横断歩道橋がございますけども、その交差点が対象となっております。点検の時期につきましては、6月下旬に関係者が一堂に会し、立ち会いの上実施され、協議が行われるということに現在となっております。ただ、この箇所につきましては、以前こういった危険な箇所ということでラバーコーンを設置をいたしたところでございますけども、PTAの方から通学に支障があるので、一部を除いて撤去してほしいという要望がございましたので、撤去をした経緯がございます。通学路以外とのことでございますけども、通学路でもまだまだ交通事故が発生している箇所、危険な箇所等がございますので、まず通学路を優先的に実施させていただき

たいということでございます。通学路以外の対応につきましては、その後に検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 では、よろしくお願いをいたします。それと、要望なんですけれども、市内で交差点、出会い頭等々で、事故の起こる場所というのは本当に同じところで結構起こってるわけなんです。やっぱり市内で重篤な箇所等々も洗い出していただいて、通学路以外の交通安全対策ということで、何か協議体をつくっていただいて、そこでいろいろと安全対策を練っていただけたらなとそのように思いますので、できればお願いをいたします。

では、次ですけれども、高齢者向けの交通安全啓発の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問でございます。

高齢者向けの交通安全啓発ということでございます。本市におきましては、高齢者向けとして特別な啓発を行っているわけではなく、市民全体に向けました交通安全運動期間中の取り組みとして、奈良県警察を初め、関係機関、団体と連携、協力のもと、駅前街頭啓発運動ですとか、自転車の無料点検、それから高齢者のドライビングコンテストといったものを実施をいたしておるところでございます。この高齢者ドライビングコンテストの内容でございますけれども、こちらは高田地区安全運転管理者協会という団体がございます。そこが主催、香芝自動車学校の協力を得まして、高齢者向けに学科テスト、それから技能テストの両方を行いまして、学科知識や運転技能の再確認をしていただく場というふうにして実施をされておりまして、本市からは3人1組の3組、計9名の方にご参加をいただいております。今後の取り組みでございますけれども、交通安全運動期間中に開催されます交通安全運動県民大会、こういった大会が春と秋に開催をされておりますけれども、そちらへ高齢者の方々の参加促進を図るとともに、さまざまな場面で広報啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今高齢者のドライビングコンテスト、初めて聞かせていただいたんですけれども、内容がすごく充実してるなというふうに思いました。また、しっかりと高齢者の寿会、寿慶会等々に声をかけていただいて、募っていただけたらなとそのように思いましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして次に移らせていただきます。

通級指導教室の拡充についてお伺いをいたします。通級による指導とは、日本の義務教育における特別支援教育の制度の1つでございます。通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室として、通級指導教室があります。全国的にも指導を受けている児童生徒は増加傾向にあります。この通級指導教室、本市においては新庄中学校に1つ設置をいただいております。小学校においては、葛城市はないんですけれども、今後設置の必要性があると思うんですけれども、そ

の辺の設置の必要性をお聞かせいただけたらと思います。

川村副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ただいまの内野議員のご説明いただきました通級指導教室につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

まず通級指導教室、先ほどもご説明いただきましたが、通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室でございます。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、肢体不自由、病弱身体虚弱の児童生徒が対象で通常学級に所属しながら原則週に1から8時間、別室で自分の障がいの特性を知ったり、障がいの影響を和らげたりする内容の指導を受けるものであります。全国的にはその数は増加傾向となっております。

本市の状況でございますが、新庄中学校に通級指導教室が設置されており、通級指導担当教員がその任務に当たっております。本年度は10名の生徒が通級指導を受けておる状況でございます。内容といたしましては、生徒1人1人の困難に応じて、専門的な見地からカウンセリングを行い、学習支援を行っております。具体的には英語、国語、数学などの教科学習の中から個々に応じて週1、2時間通級指導教室にて学習しております。生徒のニーズに合わせて学習することで、通常学級での授業にも落ちついて挑むことができるようにと考えております。また、通級指導教室対象の中学3年生には進路実現のための支援として放課後に週1時間程度の個別指導も実施しております。課題といたしましては、通級指導担当教員が1人で個々のニーズに合わせて個別での学習を行いますので、授業の確保には制限があるというところでございます。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今部長の方から年々というよりも、本当にすごいスピードでやはり通級の指導を受けておられる児童生徒がどんどん急カーブのようにふえていっての中で、葛城市にお住まいの言語障がいをお持ちの方で、その方は小学校なんですけれども、通級指導室が、言語の方は香芝の方にあるということで、そちらの方に通われてるんですけども、本当に通う中で言葉もどんどん上達してきて、本当に見る見るご家族がびっくるするくらいに上達していってるといっての中で、やはりこの通級指導教室、私は設置が必要じゃないかなとそのように思うんですけども、その辺のこと、教育長のご見解をお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。今部長の方から説明がありました通級指導教室でございますけれども、中学校を例にとっていきますと、1つの学級があつて、そこへふだんは普通学級で勉強している子が、週に何回か1時間とか2時間とかをここへ来て勉強する。それが通級なんです。新庄中学校で行っているのは自校通級で、自分の学校で行っている。それから今議員の方から説明がありました、當麻小学校の方で行っているのは他校通級で、言語の方を中心に行っている通級教室に学校から通うわけです。これが他校通級になります。葛城市

の中にも通級指導教室をつくったらいいんではないかというご指摘なんですけれども、通級では今言語に関して問題になる子は人数1人ですのでつくる要件には達しないんです。ただし葛城市の場合は、ほな通級、先ほど部長が説明したようにさまざまなほかにも障がいのある子、この子に対応していかなければならない。そこに通級もなかったら担任が大変ではないかというのが議員のご指摘だと思うんですけども、葛城市の場合は、そこに通級学級ではないですけども、特別支援教育支援員という形でたくさん的人数を配当していただいております。常勤の講師さん、小学校、今お話の中心ですので、小学校では8人、そこへ支援員、これは非常勤的に7時間勤務なんですけども、それで13人の方がついていただいております。この場合は、先ほどみたいに教室に子どもが行くのではなくて、その講師の先生や支援員の先生が子どもの横へ行って指導をしてくれるわけです。そうすると、個人その子を中心にはいきますけど、周りの子の指導もできるということで、私、今の自分が考える中では通級で1時間、2時間行くよりも、実際先生に行っていてそこで指導する、葛城の方の支援システムの方が子どもたちにいいんじゃないかなという感じがしております。

それに、全体の流れで言いますと、今はインクルーシブ教育という言葉がございまして、障がいがある子どもたちも普通の子どもたちと一緒にやってみよう、これが大きな流れでございまして。そうなってくると、行っている間とかその時間がありますよね、そこら辺を嫌う保護者の方もおられます。だから、普通と同じようにやってしっかり支援してくれという、そういうふうな保護者のニーズもありまして、本当に今現在葛城市が行っております支援員による教育、これはすばらしいものではないかなと。ただし、本当に先ほどから議員おっしゃってるように、数がすごくふえてきています。支援員も、今理事者の方のご理解もあって、議会のご理解もあって、延べでいくと20人近く入れていただいておりますけれども、当然限界があります。この限界を乗り越えるためには今後も通級の方は考えていかなければならないと思うんですけども、現状は今の支援員のシステムをぜひ続けたい。だから、今後のことについて申しますと、中学校の通級教室、これ今自校だけですけども、葛城市を見た場合白鳳中学校もありますので、せめて市内の中を行けるような形に広げていきたいですし、それが小学校にもノウハウは利用できるかということの研究していきたい、これが一方。それから小学校の方におきましては、その支援員さんの力量をアップして、指導力を高める、そっちの方向に今は動いていきたいというふうに考えているというのが教育委員会としてのお答えになると思います。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。本当に葛城市の特別支援においては、手厚いそういうような支援をしていただいているということが、今教育長の話聞かせていただいてわかりました。できる限りやっていただいて、あと、その中で通級が必要になれば設置もよろしく願いいたします。

では、次に行かせていただきます。3点目でございます。子育て支援ついてを質問させていただきます。

子育て世帯の負担を軽減するため、10月から幼児教育無償化がスタートし、公明党の長年の主張が具体化することとなりました。幼保無償化は小学校、中学校9年間の普通教育無償化以来70年ぶりの大改革であります。この幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳で保育を必要と認定された子供と、住民税非課税世帯で保育の必要性を認定された0歳から2歳の子どもの保育料が無償化となります。今後無償化に伴い保育の需要もふえる可能性は高いと思います。施設の確保と、待機児童を出さないために少しお伺いをさせていただきます。

葛城市では現在私立の保育園と公立の保育園、合わせて6つの保育施設があります。そのうちの公立保育所については3カ所ありますが、そのうちの磐城第二保育所については、平成25年に建築をされ、定員は約200名のキャパでまだ新しい施設、また尺土駅も近く地の利もよく希望される方も多いようでございます。今年度は若干待機児童もあったようでございます。待機を出さないように担当部局におきましては、大変にご苦勞をされておられるのですが、早急な対策を講じることは喫緊の課題だと思います。特に最近では0歳、1歳、2歳児の希望がふえていると思います。保育士においては、0歳おおむね3人に対して保育士が1人、1歳から2歳の子どもに対しては、おおむね6人に保育士1人となります。保育士の確保においても大変ご苦勞していただいているところでございます。安心・安全の観点からお尋ねをします。公立保育所3カ所の1つであります、磐城第二保育所が建ってまだ5、6年にあるのに対して、他の公立保育所は老朽化も進んでいるように思いますが、公立保育所の老朽化と耐震診断についてお尋ねをいたします。

川村副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの内野議員のご質問にお答えさせていただきます。

公立保育所3園についてお答えします。磐城第一保育所は昭和52年3月に、當麻第一保育所は昭和53年3月に、先ほどおっしゃっていただきました磐城第二保育所につきましては、平成25年3月にそれぞれ建築されております。その中で磐城第一保育所と當麻第一保育所につきましては、昭和56年改正の建築基準法以前に建築されたものでございますので、昨年度より順次耐震診断を行っているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 それでは、今後この旧耐震であるこの2つの保育所でございますけれども、どのように対応していくのかお伺いをいたします。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

磐城第一保育所につきましては診断結果が出ており、耐震強度としましては目標値を満たしていないため、改修、補強が必要であると判断されております。また、當麻第一保育所につきましては、今年度に耐震診断を受ける予定で、現在手続を進めているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 それでは、當麻幼稚園の方をお聞かせいただけますでしょうか。

川村副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。當麻幼稚園ということございましたので、概要として、當麻幼稚園ですが、今現在園舎につきましては、昭和57年建築であることから、昭和56年以降に建築された新しい建築基準法に準ずる建物でありますので、耐震補強の方は必要ない施設となっております。ただし、この同敷地内に木造のリズム室及び現在絵本の部屋として使用しております園舎が、平成26年12月に耐震診断を実施しましたところ、基準値を下回るI w値0.25という結果となっております。この當麻幼稚園の木造部分が教育委員会の中では幼稚園の中で残っておるところでございます。今現在磐城幼稚園の方、今年度実施していくわけですが、残ります當麻幼稚園の木造園舎の部分の対策、耐震補強をすべきか、改築を行うかについては今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

川村副議長 内野君。

内野議員 それぞれ、ご答弁をいただきました。磐城第一保育所に関しては耐震強度が目標値を満たしていない。また、當麻第一保育所は今年度耐震診断を受けるということでございます。保育所ですけれども、幼稚園ともに施設が老朽化をしていってるということで、1つのご提案なんですけれども、この3つの施設を一体化する認定こども園についてのお考えを伺いたいと思います。

川村副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

間もなく第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しております。策定に当たり、子育て世帯を対象に実施しますニーズ調査の結果も踏まえまして、認定こども園につきましても選択肢の1つとして、そのメリット、デメリットも見きわめながら今後の施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 この認定こども園ですけれども、共働きの家庭がふえることで保育所の需要は高まります。待機児童問題や保育所不足が深刻な問題となっている中で誕生したのが認定こども園でございます。幼稚園的機能と保育的機能をあわせ持った新たな子どものための施設として2006年に創設されました。そして2015年に施行された子ども・子育て支援新制度によって、これまでは幼稚園、保育所のどちらかにカウントされていましたが、幼保連携型認定こども園が新たな認可施設として発足をされました。認定こども園には4タイプあるんですけれども、今回はその中身については詳しくはやりませんが、例えば今も述べましたように、幼保連携型は幼稚園及び保育所等の施設、設備が一体的に設置、運営されているタイプであります。私が先ほどから聞かせていただいた2つの保育所とまた幼稚園は、耐震補強か、また改修かど

ちらかということでご答弁いただいたんですけれども、そうであるならば保育所と幼稚園を1つにする認定こども園という選択肢もよいのではないかと、そのように思います。また、保育の需要が高まることに対応すると、そのように思います。

では、次の質問ですけれども、もう本当に待ったなしの、10月に消費税が上がりましたら、待ったなしの保育の無償化に伴う待機児童解消の対策についてお伺いをいたします。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先日国会におきまして、幼児教育保育を無償化する改正子ども・子育て支援法案が可決されました。これに伴いまして、葛城市におきましても今以上に保育ニーズの高まりも懸念されます。その保育ニーズに応えるべく現在さまざまな検討を重ねているところでございますが、受け入れ人数の確保につきましては、まずは既存の保育所の一部改修により対応することを現在考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 待機児童を出さない対策として、既存の保育所の一部改修による対応ということでございますが、今年度本当に若干待機児童があり、その待機児童は低年齢児であることをお伺いいたしました。この低年齢児に対応する、お隣の広陵町に小規模型保育がグリーンパレスの中でこの4月から設置をされたわけなんですけれども、小規模保育の拡充によって0歳児から1歳、2歳児は待機児童問題の解消を図ることが大きく期待できると思います。この小規模保育は先ほども言いましたように、0歳から3歳未満児を対象として、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育でございます。1人の保育のスタッフが担当する子どもの数が少ないため、手厚く子どもの発達に応じた質の高い保育を行うことができます。今年度は本市においては、先ほども言いましたが0歳から2歳の待機児童がありました。そこでこの小規模保育も1つの選択肢に加えていただいたらなとそのように思います。

それでは次に、施設がふえることにより、保育士の確保についてのことをお伺いをいたします。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

受け入れ人数増加に伴う保育士の確保につきましては、引き続き新規の職員の募集と、保育現場の改革による職員の継続雇用で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今年度は保育士の確保ということで、嘱託職員やアルバイトの方の賃金面における処遇の改善をしていただきました。また、継続雇用の対応においては、職場の改善の改革をしていただくのご答弁でございました。職場の改革をされている1つの先進事例をお伺いしたので紹介させていただきます。西宮市なんですけれども、国の基準を上回る配置基準で市基準を決めており、また乳児室の面積も国の基準の2倍として保育士さんにとっても子どもにと

ってもよりよい環境を提供されております。葛城市の待機児童解消の対策、また保育士の確保については、ご苦勞をかけますが引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村副議長 内野悦子君の發言を終結いたします。

次に、2番、梨本洪珪君の發言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆さん、こんにちは。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。今回の私の質問は3つございます。1つ目は、クリーンセンターの運營業務について。2つ目は、働き方改革について。そして3つ目は、SDGsへの取り組みについてでございます。

これよりの質問は質問席にてさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 それでは始めさせていただきます。まずはクリーンセンターの運營業務についてです。これまで私は継続して契約関係について質問をさせていただいてきました。2018年3月議会そして6月議会の一般質問では業務委託契約について、この中では1社随意契約や長期契約の状況についてお聞きいたしました。また、2018年12月議会での一般質問では、葛城市の収集運搬処理業務委託が割高であることを指摘いたしました。12月議会では、いずれにしても平成32年度以降の運営は葛城市にとって最善の方法を前提に入札により業者決定を行い、業務を進めたい、このように理事者側より答弁をいただいております。私はこの答弁の中で入札によりという部分が最も重要であると、このように考えています。大きな契約をする際には、競争原理を働かせることが大切です。これらの点を踏まえた上で質問を進めてまいりたいと思います。まず、12月議会にて、今後のクリーンセンター運營業務全般において包括による委託が財政負担を軽減させる、このような答弁がございました。この点について、今後の方向性を踏まえて、具体策を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

川村副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願ひします。梨本議員のご質問に対して説明申し上げます。

本市では2017年、平成29年4月から運転管理業務等を民間事業者へ委託していますが、この契約が今年度末、令和2年3月31日までとなっておりますことから、令和2年4月からの運営管理について、委託方法や期間等を検討しているところでございます。検討の1つに包括的長期民間委託方式という選択肢がございます。この方式は民間事業者へ長期的、一般的に10年から20年程度にわたり、施設の運転管理、用役調達管理、維持補修等の施設運營業務を包括的に委託する方式で、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮できれば施設の運転方法などの詳細については、民間事業者の裁量に任せるという性能発注の考え方に基づく委託方式です。長期の委託期間が担保されることにより、民間事業者は長期にわたって計画的な人材育成、用役調達、設備、装置の維持補修が可能となり、施設運営の安定化や調達コスト縮減の効果が得られるのが特徴です。少し具体的に申し上げますと、この方式

によらない場合は、補修費、修繕費等が全て市の負担となり、経年とともに増加傾向になることが考えられますが、この方式ですと事業期間を通じて費用負担の固定化を図ることが可能で、補修費、修繕費等の上昇リスクを回避、委託費の平準化が可能と考えられます。また、民間事業者が事業の実施主体となることから、市は事業計画の策定、事業の品質面の監視に集中することができますので、事業の実施と監視の役割分担により、市民の立場での事業監視や、住民とのコミュニケーション体制の構築が容易となることも期待できます。そのほか事務管理コストの縮減や、運転技術者等の人材確保の担保、高度技術への対応能力の確保等がメリットであると考えられることから、安定的な施設稼働、財政負担の平準化の観点からは包括的長期民間委託方式がすぐれているかと考えております。

まずはこの運營業務の検討に関しまして、委託させていただきましたコンサルタント会社の検討報告書をもとに検討しつつ、しかしながら平成29年4月から1年余りの期間のデータで分析、検討された報告書をもって来年度から長期に及ぶ契約を締結するにはほかに問題はないのか、市民皆様の大切な税金を投入させていただくこととなりますので、可能な限りの経費節減のため、競争原理を働かせながら仮にも業者が変わっても市民皆様のごみ出し要領に影響が及んだり、市内くまなくの収集場所の把握、これによる収集漏れ等、市民の皆様へご不便をかけるようなことだけは避けなければなりません。人材確保、そして現状委託、直営の業務の役割分担の再構成等を十分検証し、真に有効的な方法を、来年度からの運營業務に支障を来すことがないように方針決定に時間をいただいているところでございます。

以上です。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今丁寧にご説明いただきましたが、現在クリーンセンターで結ばれている契約は2件ございます。1件は葛城市リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託、もう一つは葛城市クリーンセンター焼却施設運転管理業務委託です。契約金額はそれぞれリサイクルが年間で1億5,899万7,600円、そして焼却の方の契約が年間8,637万8,400円という高額になっております。2件ともが1社の随意契約で、つまり競争入札が行われておらず、その根拠は、地方自治法令第167条の2第1項第2号、これは競争入札に適さないという理由でこの契約が結ばれているわけです。なお、契約期間は2016年6月10日から2020年3月31日まで。つまり約3年10カ月の長期契約になっています。今ご説明いただきましたように、これらの契約を2020年4月以降どうするのかということが問題となってくるわけでございます。以上の内容を包括的長期民間委託方式で検討しているとの答弁でございましたが、結論から申し上げますと、現段階でこの方式を取り入れることには賛成いたしかねるといえるのか、まだ疑問を感じているというのが正直な気持ちでございます。なぜなら包括的長期民間委託方式は、民間事業者選定プロセス、選定契約後の業務の監視、評価に当たって葛城市側に相当高い能力が求められるのに対し、検証期間が短過ぎるからであります。先ほど詳細にご説明いただきましたが、選択肢としてこの方式があること、また補修費や修繕費等の上昇リスクの回避、委託費の平準化といった考え方は理解しております。さらに、行政側に必要な高い能力の補完を念頭に、今年度当初予算に民間委託契約支援業務委託料が計上されているとも推測して

おります。しかしながら、現在の契約金額や契約形態に疑問が残る以上、一旦事業遂行の適正人員数や、適正処理費用の見直しから行わなければならないと考えております。少なくとも現状の延長線上にこの方式を用いてはならない。私は12月の一般質問において、直営方式も検討すべきということを提言させていただきました。そもそもクリーンセンター建設計画時には全て直営でという考え方もあったはずなんです。十分な比較検討をした上で民間委託ならよいのですが、その際も現状のコスト高をベースとしないよう、担当部局にお願いしておきます。現段階で運營業務検討報告書の中身は拝見していませんが、初めから包括的長期民間委託方式ありきの議論を進めるのではなく、さまざまな可能性に対する十分な検証を行っていただきたいと思います。

昨年コンサル会社に委託した運營業務検討報告書の作成には、運營業務検討委託料として平成30年度予算で432万円が計上されていまして。今年度は民間委託契約支援業務委託料として更に540万円が計上されていくわけです。この2年という月日と約1,000万円の費用をかけて検討したものが、コスト面とサービス面で市民誰が見ても納得できる結果となるよう期待しております。

それでは、続きまして参考までにお聞きしたいのですが、12月の答弁では、平成29年度の収集量は燃えるごみは新庄地区で約3,380トン、當麻地区が約2,610トン、資源ごみとしての缶・瓶類の収集量が約301トン、不燃ごみが約293トン、粗大ごみが約399トンという答弁をいただきました。これを月間平均にした場合、現在の焼却施設の稼働時間と焼却量、また分別品目ごとのごみ収集にかかる時間、リサイクル施設での選別時間、及びそれぞれの作業に要する人員数を教えてください。

川村副議長 前村部長。

前村市民生活部長 ただいまの質問に対して、焼却施設、リサイクル施設それぞれの稼働時間、稼働日数、焼却量等についてご説明申し上げます。

焼却施設の稼働時間ですが、月曜日から金曜日まで1日16時間焼却しております。焼却量は昨年度実績で年間で1万1,000トン、稼働日数の254で割り戻しますと、1日当たり43トンでございます。

リサイクル施設の方は、午前8時から1日7時間45分の分別作業を11名で行っております。収集は可燃ごみが週4日で1日3時間から3時間30分、直営21名で行い、収集量は年間6,000トンで、1日当たり30トンでございます。容リプラは週4日で1日平均1時間30分、直営15名で、収集量は年間226トン、1日当たり1.1トン。古紙は週1日2時間から2時間30分、21名で収集、年間693トン、1日当たり14.4トン。ペットボトルは週1日で1日2時間から2時間30分、21名で収集、年間81.7トン、1日当たり1.7トン。古布は、週1日、1日2時間から2時間30分、21名で収集、年間66.8トン、1日当たり1.4トンを収集しております。委託収集分では、不燃ごみが週1日、1日5時間から6時間、6名で収集をし、年間310トン、1日当たり6.5トン。瓶・缶の缶の方ですが、週2日で1日平均4時間、6名で年間95トン、1日当たり1トン、瓶は週1日で1日平均5時間、6名で年間198トン、1日当たり4.1トン。大型ごみが週1日で1日平均6時間、6名で年間294トン、1日当たり

5.4トンを集めています。収集業務につきましては、直営、委託ともに毎日午前午後ともに業務に当たっておる状況です。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今、現状についてかなり詳細にお答えいただきました。それぞれの作業において、現場では相当汗を流してくれているものと感謝しております。ただ、効率アップに改善の余地があるように感じられる部分もございます。今回は細かい指摘は控えさせていただきますが、作業効率が高まるよう、包括の組み合わせなどもまた模索いただきたいと思います。

最後に、時代の流れが民間への委託であることを承知しながら、私が直営方式を提言する理由をお伝えしたいと思います。

この直営方式にこだわるというのも、これからの地方自治体においては、ごみ収集という業務は、単に集めて処理をする、それだけの単純なものではなくなると考えているからです。清掃職員は毎日の収集作業を通じて、市内の道を熟知し、リアルタイムに地域の状況を把握しています。つまり、地域の現状を最もよく把握している行政スタッフは収集作業員であり、それは一種の財産、行政資産と言えるのではないのでしょうか。今年度からふれあい収集も始まったように、今後は社会の変化に合わせてサービスの業態も変わってきます。防災への意識も高まりつつありますが、不測の事態が起こった際、最も活躍が期待できるのは機動力を生かせる清掃職員かもしれません。その変化に遅滞なく対応できる体制は業務委託ではなく、私は直営であると考えております。この点も踏まえ、またさまざまな角度からの十分な検証をお願い申し上げ、クリーンセンター運營業務に関しての質問はこれで終結させていただきます。

では、続きまして働き方改革についてご質問させていただきます。

この4月から大きく変わったことの1つに、この働き方改革がございます。これは労働時間法制が見直され、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が求められているわけですが、民間企業においては、一億総活躍社会の実現に向けて多大なる努力がなされているわけがございます。私たちの葛城市においても、これまで夜遅くまで明かりのつく部署が見られるなど、過度な負担のかかっている職員もいると推察しております。3月議会にて葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正が可決されました。市職員の働き方改革が進められているものと考えますが、まずは葛城市の過去3年間の時間外勤務の状況と、年次有給休暇の取得状況を伺わせていただきたいと思います。

川村副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの梨本議員のご質問でございます。

過去3年間の時間外勤務及び年次有給休暇の状況ということでございますが、まず、時間外勤務の状況でございます。1年間の時間外勤務時間数が200時間を超える職員が、平成28年度は74人、平成29年度は82人、平成30年度は81人でございます。上限である360時間に達している職員でございますが、平成28年度は13人、平成29年度は11人、平成30年度は23人で、

年度によって増減があるものの増加傾向となっている状況でございます。

次に、年次有給休暇の取得状況でございますが、これまでから議会での答弁では毎年総務省が実施しております地方公共団体の勤務条件等に関する調査で報告している数字をお答えしております。これは市長部局の非現業の一般職の職員を対象としておるものでございます。この調査による1年の平均取得日数が平成28年が7.7日、平成29年が8.4日、平成30年は7.7日でございます。これまで改善傾向であったものが平成30年度はやや後退した状況でございます。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今詳細についてお答えいただいたわけなんですけれども、時間外勤務時間数については、上限である360時間に達している職員が平成28年度は13人、平成29年度は11人、そして平成30年度は23人となっており、若干、平成30年度にわたって増加傾向にあるわけです。年次有給休暇の1年の平均取得日数については、平成28年度は7.7日、平成29年度は8.4日、平成30年度は7.7日と、これも平成30年度にわたってやや後退局面にあるのかなというふうに考えております。そこで、もう少し詳細に伺いたいと思います。

部局ごと、あるいは一般職員、再任用職員、嘱託員ごとの時間外勤務及び年次有給休暇の状況も教えていただけますでしょうか。

川村副議長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまの質問でございます。

部局ごと、あるいは職種ごとでございます。

まず、時間外勤務の状況でございますが、部局ごとでは企画部が200時間超が10人、360時間到達が2人、総務部は200時間超が13人、360時間到達が6人、市民生活部は200時間超が7人、360時間到達が1人、保健福祉部は200時間超が31人、360時間到達が8人、産業観光部は200時間超が4人、360時間到達が1人、都市整備部は200時間超が7人、360時間到達が3人、上下水道部は200時間超が3人、360時間到達はございません。会計は200時間超が1人、360時間到達はこれもございません。議会事務局は200時間超、及び360時間到達者はございません。それから教育委員会でございますが、200時間超が5人、360時間到達が2人という状況でございます。

また、職種ごとの時間外勤務の状況でございますが、再任用以外の一般職につきましては200時間超が58人、360時間到達が21人、再任用職員は200時間超が2人、360時間到達はございません。嘱託員は200時間超が21人、360時間到達が2人となっている状況でございます。

次に年次有給休暇の状況でございます。先ほど申し上げた勤務条件調査では、市長部局の非現業の一般職が対象でございましたが、部局ごとあるいは職種ごとということでございますので、市長部局以外の部局あるいは現業職や嘱託員を含めた数字としてお答えさせていただきます。

まず、部局ごとの平均取得日数でございますが、企画部は8.8日、総務部は8.2日、市民生活部は11.8日、保健福祉部は9.2日、産業観光部は5.0日、都市整備部は9.3日、上下水道部

は9.9日、会計は5.6日、議会事務局は7.0日、教育委員会は5.9日でございます。また、職種ごとの平均取得日数でございますが、再任用以外の一般職につきましては7.8日、再任用職員は9.1日、嘱託員は13.0日という状況になってございます。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今、平成30年度分についてお答えいただいたわけなんですけれども、お伝えいただいた数字を聞いて時間外勤務と年次有給休暇の両面でかなり偏り、これがあるように感じられるわけですね。時間外勤務、いわゆる残業において部局ごとで見ると、保健福祉部が突出して多いということがわかります。また、勤務時間別は分母が違うので一概に比較できませんが、やはり再任用以外の一般職員に負担の傾向が見られるわけですね。年次有給休暇の状況においては、産業観光部、会計、教育委員会が6日未満とこの年次有給休暇の取得が少なく、こちらも再任用以外の一般職に負担がかかっています。これについては、職員の感覚として容認できる範囲のものであるのか、そうでなければ早急な是正が必要となるわけですが、働き方改革関連法の施行により変更となった、葛城市における取り組みの内容を教えてくださいませんか。

川村副議長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。

働き方改革関連法の施行によって変更になった点ということでございますが、時間外勤務に係るものについて、まずこれまでから取り組んでいる内容といたしまして、1人年間200時間以内を目標として、一部の職員が過重な業務とならないよう各所属において適正な業務配分を行うこと、また年間の最大時間数は原則360時間として、これを超えての命令はできないこと、終礼を実施してその日の仕事の状況を把握した上で時間外勤務の命令を行うことによって、厳格な取扱いを行うこと。1週間に1日、ノー残業デー、これは土日が週休日である部署は水曜日としておりますが、このノー残業デーを設けて、定時退庁に努めることなどがこれまでから取り組んでおりまして、本年度についても引き続き取り組む内容となっております。

次に変更点といたしましては、法律上で時間外労働の上限規制が導入されたことにより、これまで月45時間を超える場合は副市長の決裁、月60時間を超える場合は市長の決裁が必要としていたものを、月45時間を超える場合全て市長決裁が必要とすることといたしました。また、災害対応による場合や、衆議院の解散による選挙の場合などの任期満了による選挙以外の選挙による場合につきましては、年360時間の範囲を超えて時間外勤務の命令ができることといたしているところでございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今、ご答弁いただきましたので、取り組み内容については理解いたしました。この時間外勤務、残業に関しては、さまざまなケースがあると思うんです。例えば繁忙期と閑散期の明確な部署もあるでしょうし、災害対応や、また例えば8月に行われる全国中学校サッカー大会のように、突発的な事業によって急な残業がふえるケースもあるかもしれません。このよ

うな残業には、職員さんもある程度覚悟はしているものでしょうし、職員感覚としても受け入れやすいのではないかなというふうに推測しております。一方、慢性的な残業においては、仕事配分の偏りが大きい場合や、それから属人的な仕事の進め方に問題のあるケースもあるのではないのでしょうか。こちらについては不満やストレスのかかることも多いのではないかと考えております。上司が部署ごとで状況を把握し適正な管理を行っていただきたいわけなのでございますが、その上司自身が超過勤務となって疲弊することがないように配慮も必要でございませう。

では、職員が意欲を持って仕事に取り組めるワークライフバランスを整えるため、葛城市においてどのような取り組みをしているのか教えてください。

川村副議長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまの質問でございます。

職員のワークライフバランスを整えるためにはということでございますが、このワークライフバランスの実現のためには、これまでから取り組んでおります時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得促進をより一層進めるために、市全体の業務量を把握するとともに、業務効率化、業務標準化に向けた取り組みの推進が必要であると考えております。

まず、市全体の業務量の把握ということにつきましては、昨年11月より企画政策課におきまして、業務量調査を開始しております。これはJVC、ジョブ・バリュー・クリエーションと名づけておりますが、全職員に対して事務分掌ごとの作業時間を毎日入力してもらっております。このJVCを1年間実施することによりまして部署ごとにどのような業務について、どの時期にどの程度の時間を割いているかという傾向を把握するとともに、その要因を分析し、効率的な事務分掌の見直しによる機構改革や適正な人員配置の検討材料とさせていただきます。また、業務効率化、業務標準化につきましては、昨年9月から今年2月にかけて、業務改革推進プロジェクトを運営いたしまして、業務改革に向けた実証実験を行うとともに、幾つかの業務改革の提言を市長に行ったところでございます。実証実験といたしましては、スポット雇用に係る賃金支払い業務で行っているパソコン上の作業、これをソフトウェアによって自動化することにより作業時間が短縮できることを確認いたしましたところでございます。また、企画政策課の机のレイアウトを島型にすることで執務スペースの効率的な配置や、業務効率化に資する動線の確保を実現いたしました。なお、このソフトウェアによる作業自動化につきましては、今年度、県の奈良モデルの取り組みとして本市を含む複数市町村で同種の業務に係るフローを見直すとともに、広域でソフトウェアを導入することで、この導入、運用コストを抑制できないか検討を進めていく予定となっております。業務改革の提言としましては、執務室の改善に関するもの、全庁共通業務に係る業務手順に関するものを幾つか行ったところでございます。その提言を踏まえ、業務改革実現に向けてのフォローアップ体制、これを構築してまいりたいと考えております。こうした取り組みを継続的に推進することによりまして、職員のワークライフバランスが整い、これが職員のやる気の向上につながりまして、ひいては葛城市のよりよいまちづくりの力になるものと考えております。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今ご答弁いただきましたが、JVC、ジョブ・バリュー・クリエーションですね。それから業務改革推進プロジェクトなど、葛城市ではさまざまな取り組みを継続的に推進していただいていることが理解できました。今後はフォローアップ体制も整え、職員のやる気の向上につなげていただきたいわけですが、その上で参考にしていただきたいのが、二要因理論というものでございます。この二要因理論という考え方、これを提唱したアメリカの臨床心理学者フレデリック・ハーズバーグ氏は、モチベーションの性質と人をやる気にさせる効果的な方法を研究した人物でございます。その研究結果によると人間の仕事における満足度とは、ある特定の要因が満たされると満足度が上がり、不足すると満足度が下がるということではないということなんです。この不満足にかかわる要因、これは衛生要因と名づけられております。そして満足に係る要因は動機づけ要因とされて、この満足要因、不満足要因の衛生要因、動機づけ要因はそれぞれ別のものであるというふう結論づけておられます。内容を確認すると衛生要因には、組織の方針と管理、仕事上の対人関係、作業環境、そして給与などがございます。一方の動機づけ要因には、達成、承認、昇進、成長の可能性などがございます。例えばこの考え方に当てはめると、働きやすさとは、快適に働くための就労条件でございます。つまり、作業環境は、衛生要因であり、整っていないと不満につながるわけでございます。ただし、この衛生要因である作業環境は、どれだけ整えても不満の解消にしかならず、モチベーションアップにはつながりません。働き方改革の目的にしている生産性の向上を目指すためには、仕事の達成感、やりがい、成長実感、貢献意欲などの動機づけ要因が重要となってきます。葛城市の取り組みにおいては、働きやすさに主眼を置いた働き方改革から、市職員がやりがいを見いだせる働きがい改革へと更に進化させていただけるように期待しております。

では、この質問の最後に、先ほど答弁にありました業務改善プロジェクトの提言を受けて、この実現に向けての市長の考えや思いを聞かせていただけますでしょうか。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

非常に労働環境をめぐる考え方というのは、ここ数年かなり変わってくるように感じております。正直なところ申し上げますと、私自身が逆に働き方を考えないといけないのかなと思うような状況もあります。ただこれは、これをやれば全てうまくいくんだということではないという理解の仕方をしておりますので、プロジェクトの提言はその都度有益なものを取り入れていきますけども、それを確認しながらどう進めていくのかということやろうと感じております。やりがいと労働というのは相反するものがあるかも知れませんね。やりがいを感じれば感じるほど働き過ぎてしまうということもありますでしょうし、生活を楽しむということにおいては、ある程度の時間の中で抑えないといけない、そのバランスをどの程度とるのかというのが非常に問題なのかなという気がしております。民間企業におきましては、どちらかといいますと社員をできるだけ動機づけを高くして、非常に環境の厳しいところに追

い込む中での業務をさせる傾向にあります。そのことによって会社の利益等を追求するような姿勢があります。ただ、公務員においては必ずしもそうでもない。ですから、その辺のバランスをどの辺でとればいいのかということが、研究課題かなと思っております。今のところ、私自身のまだ答えが完全に出てないというのが実情でございますので、組織内での研究、検証を重ねながらどの方式が行政として一番いい働き方になるのかということを追いかけていきたいという思いでおります。当然、着手してまだ浅いものですから、まだ調査段階になっております。提言も根本的な提言ではなくて、その仕事の効率化等を果たすにはどのような形態をとればいいのか、どのようなソフトを導入すればいいのかというような提言におさまっている状況でございますので、その提言も更に広範囲に、根本的なものにまた深く出てくるものと理解しておりますので、そのようなものを1つ1つ消化していくという作業に変えていきたいと思っております。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 丁寧なご答弁ありがとうございました。確かに市長のおっしゃるように、本当にやりがいと労働環境を整えるというのはバランス的に難しいところがあると思います。ですが、市長であれば、きっとやっていただけるというふうに私も期待しております。昨年12月議会では、人事評価の質問の中で、私は減点主義について触れさせていただきました。民間ではどちらかというところと加点主義なんですけど、行政では減点主義の方が多くはないでしょうかというようなお話だったと思いますが、葛城市においては市長のリーダーシップのもと、減点主義から加点主義へとイノベーションを起こしていただきたい。仕事はどれだけ失敗がなかったかではなく、どれだけのことを成し遂げたかで、この視点で評価されるべきです。業務改革の延長線上に多少の失敗はあっても、改善や独自性が評価される、そんな組織風土が醸成されることを期待しています。

以上で2つ目の質問は終わらせていただきます。

では最後、SDGsへの取り組みについて質問をさせていただきます。

この言葉、まだ一般的に知られる機会は少ないため、今回初めて聞かれる方も多いと思います。しかし、最近私はあらゆる場面でSDGsという言葉を目にいたします。まずは、このSDGs、日本語に訳すと持続可能な開発目標ということですが、これが何かということをご教示いただけますでしょうか。

川村副議長 飯島総合政策企画監。

飯島総合政策企画監 総合政策企画監の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

SDGsとは、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ、今議員からもご案内ありましたが、持続可能な開発目標を指してございまして、2015年9月の国連サミットにおきまして、全会一致で採択されたものでございます。従来、持続可能な開発といいますが、発展途上国をターゲットにされてきたものでございますが、このSDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標といたしまして、2030年を期限とする包括的な17の目標、その下に更

に細分化された169のターゲットで構成されてございます。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものでございまして、先進国、発展途上国、民間企業、NGO、有識者等の全ての関係者の役割を重視しているものでございます。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今ご答弁いただきましたように、SDGsとは、2030年を期限とする17の目標、そして169のターゲットで構成されている国際社会全体の開発目標です。少し補足させていただきますと、この17の目標の中には、例えば1番目は貧困をなくそう、2番目は飢餓をゼロにということですが、このように開発途上国で重要な目標もあれば、8番目には働きがいも経済成長も、11番目には住み続けられるまちづくりを、そして13番目には気候変動に具体的な対策をとった、今まさに我々が課題としている目標もございます。また、16番目は平和と公正を全ての人にといい、こういった直接的な表現もあり、17全てが地球上に住む人間なら、誰もが共感できる目標となっています。私は社会政策の学術発表や企業経営の講演を聞く機会が多いのですが、必ずと言っていいほど最近はこのSDGsについての取り組みの発表が出てきます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、初めてのSDGs五輪と呼ばれ、2025年の大阪万博はSDGsがテーマになっています。大学での研究、企業の社会貢献活動だけでなく、産学官の垣根を超えてのこれからのキーワードになると感じているわけですが、SDGsの関係で国や地方自治体に関する取り組みについて教えてください。

川村副議長 飯島総合政策企画監。

飯島総合政策企画監 総合政策企画監の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも触れておりますSDGsが採択されました国連サミットにおきまして、安倍総理からSDGsの実施に最大限に取り組む旨が表明されておきまして、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、政府におきましてSDGs推進本部を設置し、関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制が構築されてございます。2016年12月には、SDGs推進本部におきまして、SDGs実施指針が決定されました。同指針におきましては、ビジョンといたしまして、持続可能で強靱、そして誰一人残さない経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指すということが掲げられまして、また実施原則といたしまして、普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性と説明責任という5つが掲げられまして、また地方自治体に対しましては、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係省庁の施策にも通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取り組みを促進することが役割として期待されてございます。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今ご説明いただきましたが、国においては今月末開かれる大阪サミット、このG20においてもSDGsを中心とした開発、地球規模の課題への貢献が取り上げられています。各省庁においては、地方創生に資するSDGs関連予算も組まれており、国を挙げてSDGs実施指針に基づいた具体的な取り組みを後押ししておられます。ただ、現在でも社会人の約15%弱しか認知度がないという統計もあり、地方自治体においてもこの取り組みへの認知度はまだまだ低いように感じられるわけでございます。であるならば、葛城市においても、各種計画や戦略にいち早くこのSDGsを取り入れ、積極的に展開することが補助事業の獲得などにも有利に働くと、このように考えるわけでございますが、葛城市における今後のSDGsへの取り組みと考え方について教えてください。

川村副議長 飯島総合政策企画監。

飯島総合政策企画監 総合政策企画監の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

さきの答弁で触れましたSDGs実施指針でございますが、こちらでは8つの優先課題と具体的施策が触れられておりますが、例えば具体的施策として触れられている中で女性活躍の推進、子どもの貧困対策、障がい者の自立と社会参加支援、教育の充実、有望市場の創出、農山漁村の振興、生産性の向上、国土強靱化の推進、防災、持続可能な森林海洋陸上資源、児童虐待といったものが挙げられておりますが、これらの施策におきましては既に葛城市として十分に取り組んでいるか、あるいは今後重点的に取り組んでいくべきものとなってございまして、SDGsに貢献、または貢献し得るものとなってございます。また、SDGs実施指針におきまして、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することが奨励されていることから、葛城市といたしましては地方創生に向けた取り組みの基礎として位置づけてございます。葛城市総合戦略の改定を今年度、令和元年度中に予定してございますが、こちらの改定に当たりましては、地方創生に必要となる施策にこのSDGsの考え方を反映していくことによって、国際社会全体に貢献している、または貢献していくことをPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 梨本君。

梨本議員 今の総合政策企画監のご答弁にもございましたように、このSDGsの中身は全く新しい概念ではなく、葛城市でも既に取り組んでいるか、今後重点的に取り組んでいくものとなっているわけでございます。2つ目に質問させていただいた働き方改革についても、8つの実施指針の中において、着実な実施が挙げられています。先ほどは、まだ地方自治体においての認知度が低いというふうにお伝えしましたが、先進的な取り組み事例もふえてきております。昨年6月には2030年の持続可能なまちづくり、これを目標に29のSDGs未来都市と、10の自治体SDGsモデル事業が選定され、省庁横断的な支援を受け、計画策定、事業実施が始まっています。奈良県では十津川村がSDGs未来都市の1つとして選定されました。既にSDGs未来都市計画にて、2030年のありたい姿をビジョンとして掲げ、総合計画や、総合戦略に関連づけている自治体もございます。私は今の葛城市には共通の目的が必要だと

考えます。この共通の目的というのは、組織成立の3要素の1つなわけですが、行政と議会、市民の考え方の違いや、利害の垣根を超えてさまざまな課題解決に向け、1つと
なって向かうべき指針となるものと考えております。その意味においてもこのSDGsは、
葛城市民のビジョンになり得るものとして、ぜひ今年度中に策定予定の葛城市総合戦略への
反映など、これをよい機会として捉え積極的に活用されることをお願いいたします。

では、この質問をこれにて終結させていただきます。

少し時間が余りましたが、これで私3つの質問を終えさせていただきました。本日も理事
者の皆様には本当に丁寧な答弁をしていただきました。心より感謝申し上げます。ありが
うございました。

川村副議長 梨本洪瑠君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時56分

再 開 午後3時10分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、吉村優子君。

吉村優子議員 皆さん、こんにちは。ただいま議長のお許しをいただきまして、これより一般質問さ
せていただきます。今回の私の質問は屋外広告物に対する規制についてです。

なお、これよりの質問は質問席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたしま
す。

川村副議長 13番、吉村優子君。

吉村優子議員 それでは、質問に入らせていただきます。

今回質問の屋外広告物の規制につきましては、葛城市になりましてからでも3度質問をさ
せていただいています。車で走っていて、何かすっきりとした印象を持つところは、ごみがな
く、清潔感があり、また建物や広告物に対する厳しい規制が設けられているところがある
というふうに思います。

そこで、葛城市におきましても屋外広告物に対してだけでも規制を設けてはということで、
過去に質問をさせていただいています。特に国道24号線沿いと違い、まだまだ広告物が乱立
していない県道御所香芝線、通称山麓線におきましては、広告物に対して統一感を出すた
めに、例えば看板の天の高さを何段階かに決める、また色のトーンを少し抑えるなど、色彩
等の具体的な規制を設け、景観を保つ必要があると考えます。そんな中、昨年9月に葛
城市の景観に関するアンケート調査が実施されました。また、今年に入り1月、2月に
當麻文化会館、中央公民館でそれぞれ第1回目が、そして先日の6月8日には第2回
目となる葛城市景観まちづくりワークショップも開催されるなど、市当局におかれま
しても葛城市の景観についてこれから積極的に取り組もうとされています。

そこで、まずこのアンケート調査及びワークショップ等につきまして、開催の目的と経緯
についてのご報告をお願いいたします。

川村副議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの吉村議員の質問についてご説明申し上げます。

葛城市景観計画の策定に至る経緯についてでございますが、葛城市では昨年度より景観計画に向けた取り組みを進めております。まず、その目的でございますが、葛城市には歴史、文化が薫る二上山、また守るべき美しい青垣などの景観が多く存在しているため、この景観を大切にしたい景観として認識し、地域特有の個性のあるまちづくりの実現を目的として取り組んでおります。平成30年9月に葛城市在住の18歳以上の2,000人の方を対象に、景観について住民アンケート調査を実施し、その結果をもとに、学識経験者や景観に関する各種団体の代表者の方々などで組織される葛城市景観策定委員会、また市民の方も参加していただく景観まちづくりワークショップにおいて、景観形成上の課題、改善したい景観、そして景観を残していくために必要なことなどについて意見交換をしていただき、良好な景観の形成に関する方針、そして景観ゾーンの区分、重点区域の選定などについて審議をしていただいております。今後は二上山、葛城山眺望区域に焦点を絞って、山麓部のよい点、山麓部の視点場、そして残していくために必要なことについて検討し協議を重ね、良好な景観形成に関する方針と、景観づくりのルールを定め、今年度中の葛城市景観計画策定を目標に作業を進める予定でございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 ただいまお聞きしましたら、アンケートから始まって、景観策定委員会設置、そして景観まちづくりワークショップと、葛城市景観計画の策定に向けて今は進めていただいているということですが、ここにアンケート調査の結果がありますけれども、それによりますと、景観を損ねているものについては、ごみのポイ捨てや不法投棄に高い関心があるものの、道路沿いの看板やのぼり旗、建物に設置されている広告物、看板に対しては低い数値となっています。ただ、その一方で、8割以上の回答では景観ルールの必要性を認識しておられ、特に屋外広告物や建物等の大きさ、デザイン等について周辺との調和をするためのルールが必要というふうに回答されています。また、大切にしたい景観の累計としては、葛城山や二上山など地域を囲む山々の景観をアンケート対象の小校区5地区において、いずれも70%から80%の方が回答され、葛城山や二上山などの山々の景観や、またこれらの山々を借景とした地域固有の景観を重視されているという結果も出ています。

ワークショップでは、市民の心の心象風景となる山々の景観、山裾に広がる農村集落と広大な田園が織りなす里山景観が、次世代の子どもたちに残したい景観として挙げられています。

以前の私の一般質問の際にも紹介させていただきましたけれども、これは奈良県のデザイン協会が創立10周年の記念冊子として、1995年に出された「大和からデザインを考える」という冊子なんですけれども、この中に、県内の4カ所における景観診断がされています。その中のこの1つ、これが山麓線から見た葛城山の風景なんですけれども、そのときは、ま

だ合併前ですから新庄町だったんですけれども、この報告に何を書かれているかといいますと、葛城山と二上山の懷に抱かれた農村、山麓一帯は豊かな田園と村落、街中にもまだ美しい民家が残っている。全般的によい景観の多いところ。ここでも国道やバイパスの沿道は汚く、既に行政でも手を入れる余地はない。救いは山手を走る県道香芝・御所線の沿道はまだロードサイド出店がほとんど見られず、このまま保存すべき施策が必要と。これは1995年ですから、25年前にこういうふうな診断結果が出ています。この中の景観を保存すべき施策は必要という点におきましては、先ほどのアンケートやワークショップでの皆さんとの意見は合致するところだというふうに思っています。

また、そのときの質問の際に私は明日香村の南都銀行の看板の話もさせていただきました。いつも皆さんが見る南都銀行の赤ではなくて、明日香村ではもっとトーンを落としたえんじ色に近い赤で景観を保たれていました。その際に、そのときの理事者の答弁の中に、那須で体験されたことをおっしゃっていました。那須高原ですが、あそこに行ったときに驚いたのがコンビニエンスストアとかそういったところの看板まで全て茶色とか黒とか白とかそういう色しか使っていなかったということ。こういう規制のかけ方があるんだなというふうに思ったのがありますけれども、なるほどそういうふうに地域で統一性を出していけば、いけるんだなと。いけるというか、まちの景観がある一定の基準を保たれるんだなということは感じているのは感じておりますと。そういうふうに答弁されました。こういったお答えをいただきながらですけれども、全然前には進まなかったわけですが、それは前に進まなかった原因の1つとしては、その当時の理事者は規制を一方的にかけるのではないというふうにおっしゃったので、それはいい提案は市民の皆さんに示してご意見をいただくというのも1つですということ、私は言わせていただいたことがあります。そういう点からいきますと、今は先ほどのアンケート調査から始まってワークショップと市民の皆さんにご意見をいただいているということで、一定の理解を得やすいのではないかなというふうに思っています。

それと、私は随分前にグリーンツーリズムの講演会に行ったんですけれども、そのときにドイツに行かれた方の報告がありました。ドイツに行かれた方が、ドイツの田舎町で車を走っていてこの辺は看板がないんだなとずっと走っていると、よくよく見ると小さな看板が敷地内に木の看板がすごく小さい看板が入って、それが沿道にすごく見えるか見えないかぐらいのところ看板が設置されているのがわかったそうなんですけれども、その際にこれはドイツの国民性なんでしょうけれども、国民の皆さんからは何も、住民の皆さんからは何も文句も出ないし、用は十分に足されていたということで、感心されたということも報告を受けました。

これは1つの今のは例ですけれども、山麓地域の景観を保全するということには私は何らかの施策は必要だというふうに思って今質問させていただいているわけですが、そこで今現在、葛城市おきます屋外広告物の規則というか、規制というのはどういったものなのか、私が今言っています高さとか色彩等についてお答えいただきたいと思っております。

川村副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村です。よろしく申し上げます。ただいまお尋ねいただいております、屋外広告物についての現在葛城市のどのような規制があるかということについて、ご説明申し上げます。

葛城市では、屋外広告物の規制につきまして、葛城市奈良県屋外広告物条例施行規則において運用しており、この中に基本となる市内全般にかかる一般基準として、市街地における広告物は都市の環境に調和し、都市美を害さないものであることから始まる6項目の美観上の基準、そして4項目の危害防止の基準が定められています。そして、屋外広告物の種類別基準につきましても、広告物件の種類ごとに掲出場所、掲出方法等が定められています。その中で高さや大きさに関する規制としては、上限の規制はありますが、何段階かに分けた段階的に調節できるような規制は現在のところございません。色彩については、一般基準の美観上の基準の中に赤、緑及び紫の原色、または原色に近い色彩を使用する場合は、その表示部分を最小限にとどめること。赤色と緑色は近接して使用しないこと。また、緑色と紫色においても同様とするというふうに定められております。実際の運用といたしまして、商業地域では、赤、緑、紫の合計面積が全体の50%を超えない範囲、その他の地域では40%を超えない範囲とされています。

以上です。

川村副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 今のお答えでいきますと、高さで言いますと、上限は設けているということですが、その点でいきますと極端な高さの広告物の設置はないということ、景観を邪魔しないということはあるかもしれませんが、ただ、その上限まで高さは自由ですよということになりますと、ばらばら感はぬぐえないというふうに思います。これを2段階か3段階の地面から、高さを決めるということ、1つ2つ立ったところでは結果は見えませんが、看板が立ち並んだときには、何か違うなという思いが出るのではないかなというふうに思います。色彩にしましても、今の規制でいきますと、赤、緑、紫などの原色の使用範囲等の規制はあるということですが、先ほど那須の方、私は実際に行ってませんが、画像で見ますと本当に郵便局でも地色が茶色で、白抜きの文字で描かれていてということで、本当にすっきりした看板なんですけど、そこまで規制ということはなかなか難しいとは思いますが、原色は避けるとか、もっと思い切った規制で、それがよい景観に結びつくのではないかなというふうに思っています。先ほどの部長の答弁では、今後は景観づくりのルールづくりを定めて、葛城市景観計画の策定ということを言われました。そこでお尋ねしますけれども、今進められている葛城市景観計画では、どのようなことが規制できるのかをお答えいただきたいと思います。

川村副議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの吉村議員の質問についてお答えいたします。

葛城市景観計画の中で定めるものとしたしましては、重点景観形成エリアにおける建物の高さや色、意匠などについてでございます。景観になじんだものとなるよう、ワークショップでのご意見などを参考にした中で、規制の内容を今後定めることとなります。まずは二上

山、葛城山眺望地区においての規制を行う予定でございます。

以上です。

川村副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 今のお答えでいきますと、建物の規制ということになります。これはこれで大きな一歩だというふうに思うんですけども、では、屋外広告物の規制という点におきましては、どのようになるのでしょうか。

川村副議長 松本部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてお答えいたします。

屋外広告物の規制につきましては、景観条例ではなく屋外広告物条例による規制となるものでございますが、ワークショップにおいて屋外広告物に対する規制の意見も踏まえた中で、二上山、葛城山の眺望地区における規制するエリアやその内容については検討し、盛り込んでいく必要があると考えております。これに伴い、景観計画に沿った内容で屋外広告物条例を改正し、規制を行うこととなるため、屋外広告物条例との整合性を図りながら検討し、景観計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

川村副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 今後まだまだワークショップ続くみたいですので、この中におきまして、建物とともに屋外広告物につきましても積極的な意見交換で、そこを期待するところですけども、こういうことにつきまして、山麓地域の景観保全、そして屋外広告物の規制等につきまして、市長の考えも伺っておきたいと思えます。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

この一般質問をお聞きしてまして、非常に懐かしく感じました。だいぶ以前ですか、このお話、一般質問されてたのを記憶しております。その中で葛城市の状況も、行政の姿も変わってきたのもあるんですけども、基本的な考え方として、景観計画の修正及び作成を就任してから指示いたしました。と申しますのが、山麓エリアの自然をいかに次世代に残せるのかということがやはり大切であるという判断によってでございます。葛城市は非常に民間企業の誘致や、もしくは市民の皆さん方の人口増の誘致をする、その中で開発を進める。その開発を進めるエリアと、そうでなく自然環境として残していくエリアとのやはり区別が必要であるという考え方に沿っての計画の策定でございます。議員ご指摘のとおり、広告物につきましても景観に沿ったものの条例改正を検討いたします。それはこの景観計画を持つことによりまして、景観行政団体への移行、県から市への権限移譲が起こります。それに沿った形での条例制定を考えてまいります。山麓線から西の、これからどのような景観で葛城市の次世代に残すかということ、大いにまた議論を重ねてまいりたいと思えますので、それに沿った形の検討をいたしたいと思えます。

以上でございます。

川村副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 大変前向きなお答えいただきまして、本当にありがとうございました。ここに県民景

観報告書というものがあるんです。これは2009年に、これも奈良デザイン協会とそれから奈良まちづくりセンター、政策研究会ネットワークなら未来、奈良県建築士会、それと奈良県風致景観課、今で言いますと都市計画部景観課になるんでしょうか、などが構成する県民景観学校運営委員会が出された報告書なんですけれども、その冒頭に書かれていたのが、奈良県では寺社や都跡などの歴史的遺産が多い。しかし伽藍などの点としての景観は良好であるが、文化遺産に向かう駅前や周辺幹線道路沿道景観は、けばけばしい色の看板や、全国どこにでも見られる商店街が乱立し、電柱と電線もまちの景観を乱している。これらは世界遺産の景観や環境の保全をうたう精神に反するばかりでなく、奈良を訪れる観光客のイメージ低下を招き、住民のまちを愛する気持ちを喪失することにつながるというふうに書かれていました。この中の報告書の中によく出てきた言葉が、景観の品格という言葉もよく出てきました。これは奈良県の報告書ですけれども、これは葛城市にも当てはまるのではないかなというふうに思っています。また、この中のアンケート結果で気になったのが、景観が財産であるという認識が少ないという文言でした。規制によって作り出す景観ということで、先ほども言いましたけれども、この結果が出るには長い期間がかかるというふうに思いますけれども、経費はかかりません。本当に財政が厳しい中、こういったまちづくりも必要ですし、また、市民の皆さんの景観に対する意識も向上すると思います。それが自分たちのまちは自分たちでつくるということにつながるというふうに思います。山麓の景観を愛する市長ですので、ぜひ次世代の子どもたちにすばらしい景観を残すために進めていただくこと本当にお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

川村副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、1番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めまして、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。

本日の最後で、近年6人一般質問を1日にするというのはいないみたいで、皆様のお疲れもそろそろ超えてきていると思うんですけれども、いましばらくよろしくお願い申し上げます。

私からは4点ございます。1点目は公共施設の喫煙場所について、2点目は学童保育について、3点目は認定こども園について、4点目はインフルエンザ予防接種助成についてお聞きしたいと思います。

なお、これから先は質問席にて質問させていただきます。よろしくお申し上げます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは、よろしくお申し上げます。

まずは、施設の喫煙場所について質問させていただきます。望まない受動喫煙を防止する対策が強化された、健康増進法の一部改正が2019年7月1日より改正法の施行期日とされていますが、喫煙者の1人として、喫煙場所がどこになるのか、ちゃんと受動喫煙対策されているのかという観点から、いろいろお聞きしたいと思います。

望まない受動喫煙にはしっかり対策が必要だと私も考えております。しかしながら、喫煙

される方々はたばこ税も払っていただいております。しっかり喫煙場所の確保も必要だと考えております。市たばこ税は、本市の貴重な財源となっており、市民の皆様の日常生活に欠かすことができないさまざまな施設に活用されていると思われまます。そこでまずお聞きしたいのが、葛城市でのたばこ税の直近の動向についてお聞かせください。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしくお願いたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

たばこ税の直近の動向ということでございます。たばこ税というものは、旧三級品、それから旧三級品以外といったような区分がございます。それに加えて手持ち品ということで、そういったところにも課税をしておるわけでございますけれども、そういったものの総数、合計でご説明を申し上げたいと思います。平成28年度でございますけれども、課税本数といいますが、4,416万4,263本、税額で申しますと2億2,725万5,000円。平成29年度でございますけれども、4,291万739本、税額で2億2,233万6,000円、平成30年度になりますと、4,441万2,585本、税額で2億2,804万3,000円という状況でございます。本数、税額ともに大きな増減がなく、安定的な自主財源というふうに考えておるところでございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 約2億2,000万円ほどということですが、2018年7月18日に望まない受動喫煙をなくすよう、健康増進法の改正が制定されました。改正の趣旨には、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理について権原を有する者が講ずる措置等について定めるとあります。たばこを吸う人が減っている中、ちょっと基本的な考えを述べさせていただきます。読ませていただきます。

基本的な考え、1つ目が、望まない受動喫煙をなくす。受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、望まない受動喫煙をなくす。その2が、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等特に配慮。子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。3つ目が、施設の類型、場所ごとに対策を実施。望まない受動喫煙をなくすという観点から施設の類型、場所ごとに主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や、喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務づけなどの対策を講ずるとあります。

今申しあげました基本的な考えの中には、施設の類型、場所とありますけれども、葛城市の施設においては第1種施設と第2種施設があると思っておりますけれども、その違いについてお聞かせください。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。ただいまのご質問の、第1種施設と第2種施設の違いについてということでございます。このご質問につきましては、前回の3月議会で内野

議員さんからもご質問いただきました。そこで、再度簡潔にご説明申し上げたいと思います。まず、第1種施設は、当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われている施設として国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、これと類似する施設であって国及び地方公共団体が設置することができる施設もこれに該当するものであるとされております。病院や行政機関、学校、児童福祉施設等が第1種施設として区分されます。この施設では原則敷地内禁煙となりますが、屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるかとされております。なお、この第1種施設についての改正法の施行期日は本年7月1日とされております。それと次に、第1種施設以外の多数の者が利用する施設が第2種施設と区分されております。第1種では敷地内禁煙とされておりましたが、この第2種施設は原則屋内禁煙ではありますが、室外に煙が流出しないよう基準を満たした喫煙専用室を設けることにより、その専用室内でも喫煙が可能となります。なお、第2種施設についての改正法の施行期日は来年4月1日とされております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは、第1種施設の改正の施行期日が来月の7月1日とのことなので、第1種施設について、現時点で葛城市ではどのような対応をされているのか、お聞かせください。

川村副議長 異部長。

異 保健福祉部長 第1種施設についての取り組みでございます。

葛城市では昨年7月の公布以来、健康増進課より法改正の内容について、全庁的に情報提供を行ってまいりました。また、本年度に入り、施設運営に関係する部課長を中心に3回の会議を開かせていただきまして、協議を重ねてまいっております。健康増進法改正の概要や、受動喫煙についての再確認、また第1種、第2種施設の区分、また市民への周知方法、それにまた特定屋外喫煙場所を設置する場合の具体的な場所の検証などを行いました。まず、第1種施設について、7月の法施行に向け、現在最終確認を行っているような状況でございます。なお、屋外に喫煙場所を設ける場合、受動喫煙の影響はもちろん、施設の安全管理上、この辺も問題ないのかという点も重視してその可否の判断材料とさせていただいております。さらに、第2種施設につきましても、来年4月1日から施行に向け、今後も継続してこの会議を開催し、協議してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは、第1種施設、例えば新庄庁舎、當麻庁舎、職員の方々も喫煙される方おられるんですけど、どのようになるのでしょうか。お聞かせください。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。新庄庁舎、當麻庁舎ということでございますので、私の方から答弁をさせていただきます。新庄庁舎、當麻庁舎につきましては、先ほど保健福祉部長から説明がございましたように、第1種施設と位置づけられておまして、原則敷地内禁煙となります。特例といたしまして、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられ

た場所に特定屋外喫煙場所といったものを設置することができるということでございます。受動喫煙を防止するために必要な措置といたしますが、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別するという。それから、喫煙をする場所がパーテーション等で区画されていること。それから、喫煙をすることができる場所である旨を記載し標識を掲示すること。それから、施設利用者が通常立ち入らない建物の裏や屋上等に設置するという。それから、近隣の建物に隣接するような場所に設置しないよう配慮すること。などの措置条件をクリアした場合に設置が可能ということでございます。こうしたことから、新庄庁舎におきましては、公用車の駐車場の奥、それから當麻庁舎につきましては、分庁舎と當麻図書館の間の奥まった場所にサイクルポートのようなもの設置することを考えておるところでございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 次に、県内他市の庁舎はどのような対策をされているのかお聞かせ願えたらうれしいです。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

県内他市、葛城市を含みます12市の状況でございます。

まず、庁舎につきまして、敷地内全面禁煙とされる市が7市ございます。奈良市、大和高田市、天理市、五條市、生駒市、香芝市、宇陀市が敷地内全面禁煙とされるところでございます。それで、本市と同様に特定屋外喫煙場所を設置する市が大和郡山市、橿原市、桜井市、御所市となっておりますところでございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 受動喫煙の対策、大変難しいと思われま。たばこ、私吸うんですけれども、今後もしっかりと受動喫煙、この際対策された場所で喫煙させていただきたいと考えております。今いろいろご答弁いただいた内容でしたら、パーテーションなりで区切って掲示してれば吸えますという、ルール上はそうかもわかんないですけども、私いろいろ調べさせてもらって、ちょっとわかりにくいんですが、このクリーンエアさんという分煙ルームなんですけども、資料、これ屋外でも対応できるということです。なかなか今は進歩してまして、このクリーンエアさんの分煙キャビンは、捕集が困難とするたばこ粒子をほぼ100%捕集しますとうたってくれています。もう一つ、三菱のスモークダッシュと、テーブル型のやつなんですけども、こちら捕集機能ですか、99.97%で、6人まで吸えます。これで換気扇をつくれば、更にパワフルに煙をキャッチと書いてます。ルール上はそれでいいとは思いますが、例えば小さなプレハブをつくっていただいて、換気扇つくって、このスモークダッシュ、これ価格ちなみに定価で45万円なんです、定価ですよ、一番いいやつで。これ45万円で、こっちのほうがかなり受動喫煙の対策かなり効果的だと思いますし、市民の方々もたばこ税を納めていただけてまして、たばこ税って目的税ではないので、市民の方々、どこで使ってるの、わかりませんという状態なんで、この機会にしっかり受動喫煙対策されて、安心して喫煙できる場所を提供する必要があると私は思いますけど、市長、いかがでしょうか。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 健康増進法の改正に伴いまして、更に喫煙に関する考え方というのはきつくなっておりま

す。私自身はたばこ吸いませんので、もう吸っておりませんのであれですけども、健康増進法では受動喫煙を必ずさせないシステムをとらないといけないということでございますので、その法律にのっとった設備にする必要があると考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 市長、味方やと思ってたんですけど、話が変わってきました。一応このカタログちょっと調べといてください。私、先ほども申し上げましたけど、これを機会にしっかりと受動喫煙対策されている場所でたばこを吸わせていただきたいと思いますので、ご検討よろしく願いたいと思います。この質問は以上になります。

それでは2点目、学童保育についてお聞きしたいと思います。

近年、女性の社会参加、ライフスタイルの多様化によって子育て世代の共働きが増加しております。また、母子家庭、父子家庭などひとり親家庭も増加傾向にあり、働くことそして子育てを両立したい家庭にとっては、安心・安全に子どもたちを預けられる先は必要であると考えます。高まっていくニーズに応えるために、学童保育の整備、充実が求められますが、放課後を安全に、健全に過ごせる環境づくりを行うことが子育て支援には必要だと考えております。そのためには、行政や学校の連携はもちろん、家族、地域の協力が重要だと思われまます。学童の雇用の問題、場所の問題、さまざまな問題あると思われまますが、今後の学童についていろいろお聞きしたいと思います。

そこでまずは、葛城市学童保育の現在の学童の状態、各学童の登録人数、利用人数、保育場所についてお聞かせください。

川村副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの杉本議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、市内5カ所の小学校区におきまして、学童保育を実施しております。平成31年4月現在、学童保育所全体の登録人数は754人でございます。各学童ごとに登録人数と利用人数を申し上げますと、新庄学童は登録人数258人のうち、最大利用人数は177人、新庄北学童が登録人数が100人で、最多利用人数は60人、忍海学童は、登録人数107人のうち、最大利用人数は74人、磐城学童は登録人数206人で、最多利用人数は132人、當麻学童で登録人数83人の最多利用人数は54人ございました。各学童ごとの平均利用率は最大で60から69%となっております。学童保育の提供は、各小学校に隣接する学童保育施設と小学校の空き教室などをお借りして行っております。新庄学童につきましては、小学校の図書館2室を、新庄北学童は工作室を、忍海学童は学習室を、それぞれ利用させていただいております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 今のご答弁ですと、新庄学童、新庄北学童、忍海学童がまた小学校を利用されているみたいなんですけども、前回質問させていただいたときよりも、ふえてるみたいなんですけども、今後の保育場所対策についてはどのようにお考えかお聞かせください。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問でございます。現在、新庄、忍海両学童保育所につきましては、学校施設をお借りしなければ運営できない状態にあります。特に新庄学童におきましては、今以上の空き教室もない状況です。今年度策定する第2期子ども・子育て支援事業計画にも盛り込み、新庄、忍海両学童保育所の施設整備につきましては、順次増築等も含め検討してまいりたいと考えております。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは次に苦勞されてると思われるんですけども、毎回お聞きして申しわけないんですけど、支援員、補助員の確保、雇用の状況についてはいかがでしょうか。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問でございます。学童保育の支援員の配置基準につきましては、児童おおむね40名に対して、支援員を2人以上置くこととなっております。そのうち1名は補助員をもって支援員にかえることができます。平成31年4月の支援員、補助員の人数は支援員が37名、補助員が11名の合計48名で配置基準を満たして運営を行っております。また、8時30分から18時30分まで保育を行う夏休み期間中には、臨時雇用職員を追加雇用し、増員配置することで終日保育の対応をしております。令和2年4月からは会計年度任用職員制度が実施されますので、更に安定した支援員の確保を図っていけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 苦勞されていると思いますけど、引き続きよろしくお願いします。

次に、学童の運営という観点からちょっとお聞きしたいと思います。学童の運営については市町村さまざまな形態があると思われんですけども、橿原市さんとかは時間が長く運営されて、すごい参考になる例が多いと思うんですけども、そこで県内他市、学童保育どういった運営状態なのかお聞かせ願います。よろしくお願いします。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 それでは県内他市の状況でございますが、橿原市や大和郡山市、天理市、桜井市、宇陀市などは、公設民営で学童保育所を運営されております。大和郡山市につきましては、保護者会が職員を雇用し、保護者会で運営しておられ、橿原市におきましては保護者会が主体となり運営をされておりましたが、現在は放課後児童運営協議会を設置し、協議会が職員を雇用され運営されております。また、天理市と桜井市は、指定管理により運営されており、宇陀市はNPO法人に委託して運営されているようでございます。橿原市の運営につきましては、保育料は18時までは1年生から3年生が5,000円、4年生から6年生が4,000円、その後30分ごとに500円ずつ加算され、19時までで1,000円の加算となり、土曜日利用は1,000円の加算があります。長期休暇のある7月は1,000円の加算、8月は2,000円の加算となっているようでございます。おやつ代は月1,000円徴収しておられると聞いております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 人材の確保とか、サービスの向上の観点からもぱっと聞いている限りでは公設民営、指定管理での運営というのもありやと思うんですけども、公設民営、指定管理で葛城市学童を行う場合はどのような弊害があるとお考えでしょうか。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問でございます。デメリットということなんですけれども、樫原市の場合を考えますと、放課後児童運営協議会で運営されておりますので、人材確保には葛城市と同様苦慮されているようでございます。また、保育料におきましても民間が採算に見合った金額を設定されていると考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは、ちょっと方向変わりますが、以前からお願いしておりました学童保育の時間延長の声、前回調査しますというふうに答弁いただいたんですけど、そして今後の展開、お聞かせ願えたらうれしいです。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問です。以前から議員にはご要望いただいているところでございますが、延長保育の導入につきましては、学童支援員の長時間勤務の問題や、安定した支援員の配置等も必要でございますので、真に必要な要望がどれだけあるのか状況把握に努めた上で、実施につきましては今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは、この質問、最後にまた市長にお聞きいたします。いろいろご答弁いただきました。これからの学童保育、いろんな問題に対して市長を初め職員の皆様、日々努力されております。少しでも負担を減らすためには運営のあり方、公設民営、指定管理もありかなと思うんですけども、今後の学童保育、運営のあり方について、市長どうお考えかお聞かせください。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 学童保育につきましては、各自治体ごとに運営方法等がいろいろとられています。それと、さらに料金体系もいろいろございます。かなり葛城市はその中では安い料金体系をとっているというのが実情でございます。今現在の学童保育は、市が運営しております。一番直近でしたら4月1日に磐城小学校校区の学童保育所が160人規模の設備を改築いたしました。それ以前には新庄小学校、もしくは忍海小学校と各小学校区で整備終わってるんですけども、どれも公設で運営をしておる。建築もそうですし、運営もしておるという状態でございます。議員ご指摘の公設、指定管理ですね、多分おっしゃってるのは、そういうことやろうと思うんですけども、今現在としてはその方法を導入するには無理があると考えております。特に忍海小学校、新庄小学校区につきましては、今現在小学校等の空き教室と図書館等を利用し

た中で運営しておりますので、教育委員会と保健部局が相談しもって、実際には学童保育所の運営をしているという状況ですので、そこに指定管理の民間を取り入れるということは、非常に無理があるという考えを持っております。まず、量的な施設としての整備をまず急ぐべきである。それも公設で急ぐべきであろうという判断をしております。先ほど、こども未来創造部の部長の方から答弁がございましたように、磐城小学校区並びに忍海小学校区、特に学童保育の人員に対する設備等が不足しておりますので、それをいち早く整備することにまずは手がけたいという考えでおります。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。葛城市学童は料金が安い、すごくいいというのは他市の親御さんからもすごい言われて鼻が高い限りであります。ただ、職員の皆さんいろいろ話聞いてたらやっぱり、人材の問題、場所の問題、毎回同じ問題が上がってくるんで、まずは視野を広げて運営に一遍テーブルあげてもらって、本当に今の状態がいいのか、指定管理がいいのかというのを一度見直すことも必要なのかなと思って提案させていただきました。今後も子育てのしやすい学童保育を目指していただくようよろしくお願い申し上げます、この質問は以上とさせていただきます。

3点目、認定こども園についてお聞きしたいと思います。2018年の3月に一般質問で認定こども園について質問させていただきました。幼児教育無償化に向けて市長を先頭にさまざまな努力をされていることは重々わかっております。そこで、前回質問させていただいてから、結構時間もたちましたので、改めて認定こども園について、葛城市ではどのようなお考えになっているのかお聞きしたいと思います。幼稚園と保育所双方の機能をあわせて、就労の有無にかかわらず受け入れが可能な施設として、保護者としても魅力的な制度である認定こども園は待機児童対策として効果があると私は考えております。

まずは、前回もお聞きしましたが、近隣の認定こども園の設置状況についてお聞かせください。

川村副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 ただいまの杉本議員のご質問にお答えさせていただきます。近隣市の認定こども園の設置状況でございます。大和高田市では、就学前の幼保施設の老朽化や少子化に伴う就学前の子どもが減少する中、小学校校区に限定した考え方を取り除き、幼稚園、保育所を再構築するために高田こども園と、土庫こども園の2カ所を設置され、幼稚園機能と保育所機能の両方をあわせ持つ単一の施設として幼保連携型で実施されております。高田こども園は、高田保育所と高田幼稚園を統合した上で、高田保育所跡地に認定こども園を新たに建築されました。また、土庫こども園は、土庫保育所と土庫北保育所、土庫幼稚園を統合した形で新たな場所に建築されております。隣の香芝市では待機児童の解消をするため、3歳から5歳までの保育所児童の受け皿として、認定こども園下田幼稚園と、認定こども園鎌田幼稚園の2カ所を設置され、こちらも同じく幼稚園機能と保育所機能の両方をあわせ持つ単一の施設としての幼保連携型で実施されております。いずれも既存の幼稚園を活用し、従来

の幼稚園に保育認定の子どもを受け入れ、保育をされております。檀原市の方では幼稚園児の減と保育園児の増の傾向が見られたことから、既存の公立保育所5園、幼稚園5園を認定こども園ではなく、檀原市独自でこども園として設置され、分園方式と一体方式として実施されております。まず、分園方式は0歳から3歳児が保育所に通園して保育を受け、4、5歳児が幼稚園にて保育を受けるという、年齢により場所を分けて保育をする方式で3園ございます。また、一体方式では幼稚園と保育園を一体化し保育所へ、幼稚園に在籍していた子どもも通園し、0歳から5歳児を既存する保育所で保育する方式で2園ございます。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 今お聞きした中でも、何々型、何々型といろいろな認定こども園に種類があると思うんですけども、先ほどいろいろお聞きしたんですけど、どんな種類があるのかお聞かせ願えたらうれしいです。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 認定こども園の種類についてお答えさせていただきます。家庭の事情や地域の実情などに応じ選択できるように、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの種類に分けられております。まず、幼保連携型と申しますのは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持ち、小学校児童との交流の機会や、小学校との連携などを図り、円滑に小学校へ進み教育が受けられるようにと考えられた単一の施設でございます。次に、幼稚園型とは、認可幼稚園が保育所対象児童のための保育時間を確保して、長時間預かり保育を実施したり、0歳からの子どもを預かったりするなど、保育所的な機能を備えた認定こども園でございます。次に、保育所型と申しますのは、認可保育所が保育所対象児童以外の子どもも受け入れるなど、就労していない保護者の方でも利用できる幼稚園的な機能を備えた認定こども園でございます。最後に地方裁量型でございますが、幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプで、待機児童解消のために新たに認定こども園として機能を果たす施設でございます。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 前回もお聞きしたと思うんですけども、葛城市で今認定こども園設置する場合、認定こども園デメリットとかメリット、どのようにお考えなのかお聞かせください。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 認定こども園設置後のメリット、デメリットということでございますが、認定こども園を設置しておられる自治体にお聞きしたあくまでも行政側の意見でございますが、メリット的なものとしては、市の状況により待機児童の解消であったり、施設整備の1つの手段であったりということであると思います。運営面では、従来なら保護者が仕事をお持ちになって保育所に預けておられますが、仕事を途中で退職された場合は保育所をやめないといけないこととなります。しかし3歳以上、つまり幼稚園の対象年齢の児童だと、幼稚園対象の児童として継続して認定こども園に在籍することができる。また、その逆も可能で

ございます。幼稚園の就園状況が少なくなったので、保育所機能を持つこども園に移行したところ、需要と供給がうまくマッチし、入園する子どもが急増したところもございますので、保育ニーズにうまく対応できるのではないかと考えられます。また、反面デメリットとしては、所管が文部科学省と厚生労働省であり、二重に書類をつくらなければいけないという点も聞いております。また、幼稚園職員と保育所職員と一緒に仕事をする事になり、今まで職員間の交流がなかったので職員同士の保育についての考え方等がうまくいかないという難点もあるように聞いております。これはあくまで行政側から見た意見で、その市町村の事情による部分もあると考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 今お聞きしたデメリットを踏まえて、先ほどお聞きしました橿原市の独自の認定こども園、設置されておられますけども、分園方式、一体方式、すごい魅力だと感じました。先ほどご答弁いただきました地域裁量型の認定こども園、ニーズに合った葛城市独自の認定こども園の設置を考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

川村副議長 中井部長。

中井こども未来創造部長 お昼からの内野議員の一般質問での答弁と重複するかとも思いますが、今年度策定を予定しております第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて実施します、子育て世代を中心とするニーズ調査の結果等も踏まえまして、認定こども園も選択肢の1つとして今後の施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 認定こども園では、幼稚園の先生方は保育時間や保育の見直しや環境整備等、保育園型の勤務を求められます。保育園の場合も同様に、幼稚園とは運営やノウハウが違うわけでさまざまな苦労があるというのはお聞きしております。しかしながら、保護者の方々、待機児童対策の観点からいろいろプラス面が多いと思われれます。さまざま難しい点あると思っておりますけども、幼児教育無償化に向けプラス面が光る葛城市独自のこども園の設置を選択肢の1つとして考えていただくよう要望いたしまして、この質問は以上とさせていただきます。

最後4点目は、インフルエンザの予防接種助成について質問させていただきます。これも以前一般質問でもいろいろお聞きしましたが、再度お聞かせいただきます。

幼稚園、保育園、小中学校でインフルエンザがはやってしまうと学級閉鎖を余儀なくされております。インフルエンザは一旦流行が始まると感染を避けるのが難しくなり、特に免疫力が弱い子どもたちには感染しやすく、まれには重症を患うケースもあります。そのため、インフルエンザの予防策としては、予防接種を受けることを勧められておりますけども、13歳以下は2回接種が必要であり、免疫がないことから毎年受けなければなりません。インフルエンザの予防接種については、効果は賛否はあるものの、予防する一定の効果があると期待されております。また、受験シーズンとインフルエンザの流行が重なっていることもあり、受験生を抱える保護者の方々には全員受けなければならないということもあり、子育て中のご

家庭においては非常に大きな負担となっているともお聞きします。予防接種の効果については、意見が分かれるところであり予防接種を受けたからかからなかった、予防接種を受けたけどかかってしまった子ども、調査がまだまだ不十分であるとは考えますけども、現段階ではインフルエンザの流行を予防するには最適ではないかと考えております。そこで、葛城市子育て支援策といたしましても、インフルエンザ予防接種の助成について導入を要望させていただくべく質問させていただきます。

まずは、昨年度インフルエンザによる市内校の学級閉鎖の数についてお聞かせください。

川村副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ただいまの杉本議員の平成30年度のインフルエンザによる学級閉鎖の状況についてでございますが、まず小学校でございますが、新庄小学校では1年生で2クラスの学級閉鎖となっております。次に、當麻小学校では2年生、4年生、5年生のそれぞれ各1クラスで学級閉鎖となっております。忍海小学校、新庄北小学校、磐城小学校につきましては学級閉鎖は発生いたしませんでした。次に中学校ですが、白鳳中学校では、1年生の1クラスで学級閉鎖となっております。新庄中学校におきましては、発生しませんでした。最後に幼稚園でございますが、新庄幼稚園が年中で2クラス、年少で1クラス、忍海幼稚園が年中で1クラス、新庄北幼稚園が年長で1クラス、磐城幼稚園が年中で1クラスの学級閉鎖となっております。當麻幼稚園につきましては、発生しませんでした。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは、インフルエンザの流行を阻止するためにいろいろ対策考えていただいていると思うんですけど、現在、インフルエンザの流行の対策にはどのようなことをされているのかお聞かせください。

川村副議長 森井部長。

森井教育部長 本市のインフルエンザ対策についてですが、健康増進課を中心に国や県からパンフレットやポスターを通して、市民向けに、咳エチケット、手洗いの重要性などの注意喚起を行うとともに、食中毒予防や、インフルエンザを含む感染症などに対する指導でも、手洗い指導などの衛生管理を行っております。特に市内の小中学校におきましては、授業と授業の間の休憩時間に手洗い、うがいを児童生徒らに促し、教員は教室の換気に努めております。また、マスクの着用を啓発し、児童生徒が持参したお茶等で給水を促したりもしております。状況によっては、全校朝礼など大人数で集まる機会を可能な限り減らすように努め、集会のかわりといたしまして、館内放送で行うこともございます。また、幼稚園につきましても小中学校と同じくお手紙を通して、保護者にも協力をお願いしております。消毒液で室内を消毒したり、タオルをかける位置を離したり等の予防対策をしております。

以上です。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 葛城市では高齢者のインフルエンザ予防接種助成は行っていただいておりますけども、高齢者以外の助成についてこれも前回は聞いたと思うんですけども、奈良県内12市の状況と中

和保健所管内での実施状況についてお聞かせください。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。ただいまのご質問でございますが、12市と中和保健所管内での他市町村の状況ということでございます。

まず、県内の12市の状況でございますが、インフルエンザ予防接種への助成ということは、12市全て実施しておりません。また、中和保健所管内でございますが、現在助成を行っている自治体は王寺町、それと曾爾村、御杖村の1町2村ということでございます。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 王寺町で助成されているということなんですけども、それでは昨年度の王寺町の予防接種率についてお聞かせください。

川村副議長 異部長。

異 保健福祉部長 王寺町の接種率ということで、まず王寺町の助成制度について簡単に説明させていただきますと、生後6カ月から小学校6年生までと、中学校3年生、そして高校3年生の児童生徒が対象となっております。その中で昨年度の接種率でございますが、生後6カ月から小学校6年生までの接種率が40.1%、そして中学3年生が29.4%、最後に高校3年生で23.8%と聞いております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 それでは、葛城市で仮にインフルエンザの予防接種の助成をした場合、王寺町を参考にどれくらいの金額がかかるのかお聞かせください。

川村副議長 異部長。

異 保健福祉部長 葛城市で王寺町のとおり実施した場合どれくらい経費がかかるかということでございます。王寺町の中学3年生及び高校3年生の実績が受験を控えている学年にもかかわらず、小学校6年生までの実績より低い接種率となっております。先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、それが現実のうちがやったときにそうなるかということもございまして、全て6年生までの接種率約40%ということの数字を用いて、本市の平成31年4月1日現在の人口で申し上げますと、生後6カ月から小学校6年生までの対象者数が4,800人、中学校3年生が362人、高校3年生が384人になります。1回の接種に対して1,500円の助成を行ったとした場合、620万7,000円の費用が必要となるという計算になります。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 今のご答弁では1回1,500円で620万円ぐらいなんですけど、1,000円の助成の場合はどうなるのでしょうか。

川村副議長 異部長。

異 保健福祉部長 1回1,000円の場合、単純に先ほど述べました1,500円とした場合の3分の2の金額ということになりますので、413万8,000円、この金額が必要となると考えております。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 500円助成なら200万円ほどという考え方でよろしいですか。ありがとうございます。ちょっと僕1個質問飛ばしちゃったんですけど、王寺町の学級閉鎖の数、お調べ願えてたと思うんですけども、わかったらお聞かせください。

川村副議長 森井教育部長。

森井教育部長 平成30年度の王寺町におけるインフルエンザの学級閉鎖の状況につきましては、幼稚園が3園ございまして、各1クラス学級閉鎖をしており、小学校及び中学校につきましては学級閉鎖はなかったと聞いております。

以上です。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 なかなか、ちょっと効果がありそうなデータですね。小学校はなかった。

それでは、最後に市長にお聞きいたします。参考までに私、大阪の高槻市、これ人口規模も全く違うんですけども、平成28年、市長の公約によって生後6カ月から小学校卒業までの子どもを対象に接種1回につき1,000円の助成を導入されております。今部長ご答弁いただきました全額とも言いません。全額してもらったらうれしいんですけど、1,500円助成とも言いません。1,000円、500円の助成という選択肢もあると思います。子どもたちがインフルエンザにかかりますと、もちろん病院に行くわけです。そこで薬ももらう。医療費がかかってくる。どれぐらいかかっているのかわかりません。まずはインフルエンザの流行を阻止できれば医療費も若干抑えられるのではないかと思うんですけども、以前一般質問させてもらったときに市長は、医療費の助成については前は高校生まで福祉医療拡大の後に考えていきたいとご答弁いただきましたけども、高校生まで福祉医療拡大の後いかがでしょうか。市長、お聞かせください。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問に答えさせていただきます。議員の一般質問のときに確かに、高校生の医療費の無料化、これ公約でございましたので、それをまず実現化したいというお話をさせていただいたと思います。それで年間1,400万円かかるわけなんですけど、今年度からそれを公約をやっと実施に移らせていただいた。その期間、実は2年間考察を重ねさせていただきました。当然のことながら財政面も含めて、一旦導入しました制度というのはずっと継続していくべきものでございますので、それが果たして実現したときにどうなるのかということも含めて検証を重ねました。議員ご指摘のインフルエンザの予防ワクチンにつきましては、しばらくちょっと研究させていただけないでしょうか。予防接種についてのいろんな医学的なご意見等もあるわけございまして、例えば高齢者がインフルエンザ予防ワクチンを打った場合と、子どもたちの作用性の違いの部分もご意見もございまして。全ての事象をちょっと調査させていただきたいというのが、今の時点での答弁にさせていただきたいと思います。必ず調査いたしますので、一定の期間調査いたしまして、最終的にどうするのかという結論には達したいと思っておりますけども、今回の時点では、こうしますというお話はできない、あく

まで今は調査させてくださいという答弁にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

川村副議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。調査よろしくをお願いします。ちょっとうれしいです。葛城市では、私お聞きしたところ、中学生以下の子ども2人以上おられる家庭が多いとお聞きしております。2人以上、3人、4人となれば経済的に予防接種受けるのは大きな負担になると思います。先ほども申し上げましたけども、受験シーズンともなるとご家庭では体調管理には神経質になるとお聞きしております。若い世代と子どもたちから魅力あるまちと実感してもらえるために、子どもたちの健やかな成長と、子育て世代の経済的負担を減らすことによって、子育てナンバーワンの町、葛城市ができると考えております。奈良県内の市では助成を行っておりませんが、葛城市がまずインフルエンザ予防接種助成を行うことで先駆けとなって、他市がうらやむような葛城市を目指していただきたいです。

市長を初め皆様、大変子育て支援について頑張っていただいております。感謝しております。これからも子育て支援についていろいろ要望、質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。私からの一般質問、以上です。ありがとうございました。

川村副議長 杉本訓規君の発言を終結いたします。

ここで皆様にお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決定いたしました。

なお、明日20日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集いただきますようお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時24分